

(監査委員事務局 包括外部監査人による監査の結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第 714 号

令和 4 年 3 月 31 日付け監査委員公表第 689 号及び令和 5 年 3 月 31 日付け監査委員公表第 704 号で公表した包括外部監査人の監査の結果に基づき、大分県知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 16 日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長		野	恭	子
大分県監査委員	古	手	川	正	治
大分県監査委員	吉		村	哲	彦

○ 措置状況の概要

2 令和4年度包括外部監査結果（令5.3.31公表）に対する措置状況

(1) 監査テーマ：「外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について」

(2) 概要

団 体 名	所 管 部 局 課 (室)	監査の結果 (件 数)	措置の内容 (件数)		
			対応済	対応困難 対応不可	検討中 (対応進行 / 検討)
1 公益財団法人分県自治人材育成センター	総務部 人事課	8	8	0	0
2 公益財団法人分県芸術文化スポーツ振興財団	企画振興部 芸術文化スポーツ振興課	5	5	0	0
3 大分高速鉄道保有株式会社	企画振興部 交通政策課	6	4	0	2
4 大分航空ターミナル株式会社	企画振興部 交通政策課	8	7	1	0
5 社会福祉法人分県社会福祉協議会	福祉保健部 福祉保健企画課	4	4	0	0
6 公益財団法人分県地域保健支援センター	福祉保健部 健康づくり支援課	10	9	0	1
7 公益財団法人分県臓器移植医療協会	福祉保健部 健康づくり支援課	7	5	0	2
8 公益財団法人分県生活衛生営業指導センター	生活環境部 食品・生活衛生課	6	5	0	1
9 公益財団法人分県産業創造機構	商工観光労働部 工業振興課	5	4	1	0
10 公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所	商工観光労働部 DX推進課	2	2	0	0
11 公益財団法人日田玖珠地域産業振興センター	商工観光労働部 商業・サービス業振興課	8	7	0	1
12 大分ブランドクリエイティブ株式会社	商工観光労働部 商業・サービス業振興課	5	5	0	0
13 公益財団法人分県総合雇用推進協会	商工観光労働部 雇用労働政策課	5	5	0	0
14 公益社団法人ツーリズムおおいた	商工観光労働部 観光政策課	4	3	0	1
15 公益社団法人分県農業農村振興公社	農林水産部 水田畑地化・集落営農課	3	3	0	0
16 一般財団法人分県主要農作物改善協会	農林水産部 水田畑地化・集落営農課	2	2	0	0
17 一般社団法人分県農業会議	農林水産部 水田畑地化・集落営農課	5	5	0	0
18 公益社団法人分県畜産協会	農林水産部 畜産振興課	5	4	0	1

団 体 名	所 管 部 局 課 (室)	監査の結果 (件 数)	措置の内容 (件数)		
			対応済	対応困難 対応不可	検討中 (対応進行 / 検討)
19 公益財団法人森林ネットおおいた	農林水産部 林務管理課	6	6	0	0
20 公益社団法人大分県漁業公社	農林水産部 水産振興課	6	6	0	0
21 公益財団法人大分県建設技術センター	土木建築部 建設政策課	3	3	0	0
22 大分県土地開発公社	土木建築部 用地対策課	4	4	0	0
23 株式会社大分国際貿易センター	土木建築部 港湾課	9	9	0	0
24 大分県住宅供給公社	土木建築部 建築住宅課	5	5	0	0
25 公益財団法人大分県奨学会	教育庁 教育財務課	3	3	0	0
26 公益財団法人大分県スポーツ協会	教育庁 体育保健課	6	6	0	0
27 公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター	警察本部 組織犯罪対策課	5	4	1	0
28 公益財団法人大分県交通安全協会	警察本部 交通企画課	10	10	0	0
29 株式会社大分フットボールクラブ	企画振興部 芸術文化スポーツ振興課	2	2	0	0
30 株式会社別府交通センター	企画振興部 交通政策課	4	3	0	1
31 一般財団法人大分県自動車会議所	企画振興部 交通政策課	3	3	0	0
32 公益財団法人大分県アイバンク協会	福祉保健部 健康づくり支援課	4	2	0	2
33 公益財団法人大分県環境管理協会	生活環境部 循環社会推進課	3	3	0	0
34 大分県信用保証協会	商工観光労働部 経営創造・金融課	1	1	0	0
35 株式会社大分放送	商工観光労働部 DX推進課	2	2	0	0
36 大分朝日放送株式会社	商工観光労働部 DX推進課	2	2	0	0
37 株式会社エフエム大分	商工観光労働部 DX推進課	2	2	0	0
38 大分県デジタルネットワークセンター株式会社	商工観光労働部 DX推進課	1	1	0	0
39 大分県農業信用基金協会	農林水産部 団体指導・金融課	3	3	0	0
40 公益社団法人大分県園芸振興基金協会	農林水産部 園芸振興課	1	1	0	0
41 株式会社大分県畜産公社	農林水産部 畜産振興課	2	1	1	0
42 周防灘フェリー株式会社	農林水産部 漁港漁村整備課	2	1	0	1
43 公益財団法人大分県防犯協会	警察本部 生活安全企画課	4	3	0	1
合 計		191	173	4	14

令和5年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について)

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
<p>公益財団法人大分県自治人材育成センター</p> <p>総務部 (人事課)</p>	<p>【結果】指摘 1-1 県職員の監事就任について</p> <p>大分県公社等外郭団体に関する指導指針によれば、県職員の監事等への就任等について「県職員は、原則として外郭団体の監事等に就任しないものとする」と定められているが、当法人の監事に県職員が就任している。</p> <p>指導指針には例外として認められるルールが明らかにされておらず、また令和3年度の外郭団体の経営状況等の公表資料においても説明がなされていない。どのような経緯で県職員が監事に就任しているかを明らかにする必要がある。</p>	<p>県の職員研修を所管し、職員に求められる能力を把握しており、その時々ニーズに合った研修が実施されているか見極められる立場の者である人事課長が最も適しているため、センター設立時から監事に就任している。</p> <p>併せて、研修等の業務監査については県側及び市町村側監事が、財務監査については公認会計士等の会計専門家が主に行うことにより、法人の業務及び財務の両面について、適正な運営に資する監査体制としている。</p> <p>外郭団体の経営状況等の公表資料には「人的関与の見直し状況」の記載欄があることから、令和5年度公表資料から、上記の経緯を記載することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 25ページ</p>
	<p>【結果】指摘 1-2 職員配置状況の公表の工夫について</p> <p>当法人の職員数の構成は、県からの派遣職員と県職員OB、プロパー職員等の3つに区分され公表されているところである。プロパー職員等には市町村からの派遣職員や市町村職員OBが含まれている。市町村も出資者であり副市長等が理事に就任している状況である。</p> <p>今後は、市町村職員に係る情報も併せて公表するなどして、</p>	<p>令和5年度から外郭団体の経営状況等の公表資料において、概要欄の「特記事項」欄に役員構成について、「人的関与の見直し状況」欄に職員構成について、詳細な内訳を付記した。</p> <p>なお、当法人への出資比率は県と市町村それぞれ50%ずつとなっている。令和4年9月時点で役員については、理事・監事25人のうち、県職員3人、市町村首長・副首長18人、</p>	<p>報告書 25ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>当法人の職員と出資者や理事との関係性をよりの確に把握できるようにすることが有用性の観点から望ましい。</p>	<p>その他4人となっている。また、職員については、県職員6人、市職員3人、市職員OB1人、プロパー4人となっている。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 1-3 金種表の保管について</p> <p>当法人の財務会計規程によると、毎日、現金残高と現金出納帳との照合を行うこととされている。照合状況を確認したところ、現金残高を記載した金種表が日々パソコンで上書き作成されていたことから、過去の特定の日々の金種表を確認することができなかった。照合に用いた金種表は一定期間保管しておく必要がある。</p>	<p>令和5年1月から過去の特定の日々の金種表が確認できるよう、毎日の現金残高の記録が残る様式に改め、運用している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 26 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 1-4 オンライン研修の促進について</p> <p>オンライン（遠隔、web）研修は、対面による研修と比較すれば、移動等のコストが削減されると同時に、研修対象者のスケジュール調整が容易になり、参加者数の増加にも繋がることと期待される。オンライン研修の一層の促進を図りたい。</p>	<p>令和4年度は、研修のすべてをオンラインで行うフルオンライン方式を5講座、一部の受講者がオンラインで参加できる併用方式を14講座で実施した。また、一定期間に配信される映像を受講するオンデマンド方式を9講座で実施した。</p> <p>受講に当たっては、研修に集中できる環境を整えるよう受講者に注意喚起を行うとともに、不正受講への対策として、ZOOM配信時のビデオ画面の確認やアンケート結果により受講状況を把握している。</p> <p>今後も研修内容に応じて、満足度が高まるようオンライン研修を活用していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 26 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 1-5 研修経費に係る県と市町村の負担について</p>		<p>報告書 27 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>県職員と市町村職員の合同研修に係る経費負担については、研修計画による定員の割合で負担額が按分、決定されている。この方法では、実際の受講者の割合が計画値と大きく乖離した場合、受益者が応分の対価を負担しない歪なケースも生じることに留意しておく必要がある。一定の乖離が見られた場合には、費用負担を補正することも検討されたい。</p>	<p>財源確保の安定性の観点から、合同研修の経費は県との協定書において実績人数による按分の変更は行わないとしているが、募集状況の段階で計画値と大きく乖離した場合には受益者が応分を負担する仕組みとしている。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 1-6 事業費と管理費の比率について</p> <p>正味財産増減計算書の事業費と管理費の比率を見ると管理費の割合が高い。管理費は固定費的な側面が強く、管理費比率を下げるのが効率性、経済性につながる可能性がある。組織構造や事業スキーム、研修事業の管理方法等を見直す余地がないか検討されたい。</p> <p>また、少子高齢化社会における県・市町村職員数の将来的な減少に合わせて、当法人の職員数の配置について中長期的な方針を検討しておくことが望ましい。</p>	<p>令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で10講座を中止とするなど研修事業費が減少し、令和元年度の管理費比率49.5%に比べ52.1%まで上昇したが、令和3年度はオンライン研修を実施できる体制が整い、中止していた研修を再開したため、48.2%となっている。</p> <p>また、センター職員については主として県及び各市町村からの派遣職員で構成されているが、研修派遣の意味合いもあることから、最近では若手職員が派遣されており、人件費の抑制により管理費は低減傾向にある。今後とも、常にコスト意識を持って経費の節減に努め、効率的な財団運営を図っていく。</p> <p>センター職員数の配置については、地方創生に資する人材育成に向け、現状程度の組織体制を当面維持していきたいと考えているが、研修効果が最大限発揮される効率的な組織となるよう継続的に検討を進めていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 27ページ</p>
	<p>【結果】指摘 1-7</p>		<p>報告書</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>活動に対する意識向上について</p> <p>当法人は、県・市町村職員の研修という非常に公益性の高い事業を行っている一方、提供するサービスに対する直接的な便益は、県民ではなく受講した県・市町村職員が受けるという特徴がある。この点を十分に認識し、可能な限り最小のコストで最大の成果がもたらされるよう、たゆまぬ努力・工夫を求められる。</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、受講率は69.6%、理事出席率は77.3%と低調だったが、令和4年度は受講率90.6%、理事出席率は90.7%となった。</p> <p>また、令和5年度研修計画の策定に際しては、県や市町村の首長、職員双方からの意見も踏まえ、デジタル人材の育成などを重点事項に設定した。</p> <p>なお、市町村職員研修は、5年ごとに作成する研修基本方針をもとに、市町村訪問や年3回の担当者会議を通じた意見聴取を行い、県と市町村の独自性にも配慮して研修計画を策定しているが、市町村ごとに独自の研修も実施している。そのため、市町村ごとの参加者数の多寡を評価基準とはしていないが、各市町村のニーズをきめ細かく吸い上げながら、共通項となる当法人の研修の充実を図っていく。</p> <p>今後も最小のコストで最大の成果がもたらされるよう、県・市町村双方のニーズを踏まえた効果的な研修の実施に努めていく。</p> <p>【対応済】</p>	28 ページ
	<p>【結果】指摘 1-8</p> <p>自主財源の確保について</p> <p>当法人は、県・市町村からの補助金と負担金を財源として研修事業を実施しているところである。市町村等においても社会保障関係費をはじめとした義務的経費の支出により財政状況は今後も厳しいことが予想される。</p> <p>当法人では、現在は太陽光発電を収益事業として掲げている</p>	<p>現在、太陽光発電の収益は研修事業に充てている。</p> <p>また、空いた時間帯の施設の活用については、オンデマンド方式講座の映像収録や各自治体主催の研修事業へ施設を貸与するなど、引き続き経費の節減及び施設の有効活用を図っていく。</p> <p>なお、将来の施設・設備の更新に向</p>	報告書 29 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>ところであるが、例えば研修事業の一般開放、講義のDVD化による有料貸与といった取組や、オンライン研修を増やすことで空いたスペースを一般開放し、賃貸収入を確保するといった取組も検討する余地があると考えられる。</p> <p>また、監事の監査コメント資料を閲覧したところ、研修施設の修繕等に係る見通しを立てた方が良いとの指摘があったため、将来の設備更新のためにも自主財源の確保について継続的に検討することが望まれる。</p>	<p>けては、県及び市町村間で協議し、令和5年度中に長寿命化を見据えて維持管理方針を策定した。</p> <p>今後は策定した維持管理方針をもとに保全計画を立て、財源を確保していくこととしている。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団 企画振興部 (芸術文化スポーツ振興課)</p>	<p>【結果】指摘 2-1 月次報告書について</p> <p>指定管理施設の管理委託に関する月次報告書は分厚いが、定例的な内容が多い。報告内容を簡素化する方向での見直しが望まれる。</p>	<p>当施設は、多くの県民が集まる大型施設であり、県として適正な管理運営を確認する必要がある。</p> <p>このため、報告項目や頻度の簡素化ではなく、記載量の削減等で事務軽減を図るよう、財団と協議し、これまでエスカレーターの点検等すべての報告書を提出させていたところを「管理業務の実施状況に関する報告」としてまとめて提出するよう変更した。あわせて、郵送による提出だったものを電子データによる提出に変更した。</p> <p>なお、「指定管理者制度運用ガイドライン」においてその頻度や項目は定められており、それに則り提出している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 32 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 2-2 施設管理委託料の前倒支払決定のプロセスについて</p> <p>県が支払う施設管理委託料について、当法人から前倒しの支</p>	<p>委託料の前倒し支出については、財団から「収支見込表」の提出を受け</p>	<p>報告書 33 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>払いの要請を受けている。県は、施設管理委託料支払いの前倒し要請に応じたが、当該前倒し支払いを決定した判断のプロセスを記録することが望まれる。</p>	<p>て資金繰りを詳細に協議した結果、コロナの影響もあり施設収入の減少が大きく、10月以降の収入不足が著しいことが認められたため、支払い月の前倒しを行ったもの。</p> <p>財団の要請をそのまま受け入れたものではなく、経緯と収支見込み表を確認し、協議を行った上で、施設の円滑な運営を確保し、県民サービスの維持を図るためには支払いの前倒しが必要と判断し、協定書に基づき変更契約したもの。今後同様の申し出があった場合は、その協議の記録も残すこととする。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 2-3 コロナ禍に対処するための、総合文化センター・県立美術館管理維持体制持続化事業負担金に関する徴求資料について</p> <p>県が当法人から入手した管理維持体制持続化事業負担金に係る根拠資料について、その内容を適切に確認することが望まれる。</p>	<p>コロナ禍の影響を受けた他の指定管理施設と同様に、県として統一された算定方法に基づき負担したものの。</p> <p>なお、負担額算定の際は、休館等に伴う収入減少額、光熱水費等の支出減少額、サーモカメラの購入等による支出の増加を確認し、精査を行った。今後同様の負担金算定があった場合は、その根拠書類精査の記録も残すこととする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 33 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 2-4 徴求する実績報告書について</p> <p>芸術文化ゾーン拠点創出事業に係る補助金の活用状況とその成果などが把握できる具体的な記載のある実績報告書を徴求することが望ましい。</p>	<p>大分県芸術文化ゾーン拠点創出事業費補助金は、大分県芸術文化スポーツ振興財団内に設置した文化国際事業基金を、事業実施に必要な額を増額するために要する経費を補助対象としているため、実績報告には、増</p>	<p>報告書 34 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		<p>額を確認できる「特定資産台帳」と通帳の写しを添付している。今後はそれに加え、基金活用状況を実績報告に添付する。</p> <p>文化国際事業基金は、県民に質の高い芸術文化に触れる機会を提供するために財団が開催する「自主事業」の経費に充てるために造成している。</p> <p>特に近年は、コロナ禍により自主事業の採算性が悪化しており、自主事業の開催に要する経費は不透明な状況が続いている。</p> <p>事業実施に必要な額 85,000 千円は、総合文化センター事業 20,000 千円、美術館事業 50,000 千円、ゾーン事業 10,000 千円、予備費 5,000 千円であり、過去の実績等から算定している。</p> <p>事業は年度をまたいで準備するものもあり、基金残高は、県民が求める魅力的な自主事業を機動的に企画・運営するためには相応の残高が必要であり、現在の基金残高は、令和5年度のセンター改修後こけら落とし及び令和6年度の美術館の10周年という大規模イベントを見越した金額である。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 2-5 事業費と管理費の区分について</p> <p>事業費と管理費の区分について、4月から2月までの月次収支では両者を一律、事業費で整理して、3月において事業費から管理費に振り替える処理をしているが、月次の実績管理においても両者を一定の基準に基づき、区分することが望ましい。</p>	<p>4月から2月までの月次収支においても、区分可能な経費については事業費と管理費に区分して計上することとした。</p> <p>共通経費については、費用科目が多く毎月配賦計算すると職員の負担が増大すること、また、年度末に一括して配賦しても最終的な結果はほとんど変わらないことを踏まえ、合理</p>	<p>報告書 34 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		<p>的な事務処理の観点から、決算時（3月）にまとめて振替処理を行うこととしている。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>大分高速鉄道保有株式会社</p> <p>企画振興部 (交通政策課)</p>	<p>【結果】指摘 3-1 組織体制について</p> <p>実態として常勤1名の会社組織であり、組織として内部牽制が効く体制を構築すべきである。</p>	<p>令和5年9月に策定した令和5年度監査役監査計画から取締役の業務執行状況及び財産管理状況等を確認する旨を加えるとともに、令和5年4月から「①公認会計士による定期的な経理業務のチェック」、「②監査役による定期的な勤務実態、財産管理状況等のチェック」が着実に行われていることを第3者が確認できる記録簿を整備した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 37 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 3-2 会社清算に向けた準備と課題について</p> <p>会社清算に向けた準備と課題について、以下のとおりとすべきである。</p> <p>[1]会社清算に向けた合意書の締結、清算に向けた具体的なロードマップの策定を進める必要がある。</p> <p>[2]予定している清算時期では、県が出資金を回収できない見通しとなっている。出資した資金が確実に回収できるよう、今後も継続的にJR九州と具体的な協議が必要である。</p>	<p>令和5年5月、6月と計2回、JR九州と協議を行い、会社清算に向けた課題を整理した。県としては出資金を回収できないまま令和10年度には清算できないとの方針を伝え、現在JR九州と清算時期延長等も含め、清算に向けた課題や方向性について協議している。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 38 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 3-3 法人の存続意義の再検討について</p> <p>法人の組織や取引の実態、関係企業を取り巻く経営状況の変化を踏まえて、法人の存続意義について、再検討することが求</p>	<p>令和5年5月、6月と計2回、JR九州と協議を行い、会社清算に向けた課題を整理した。県としては出資金を回収できないまま令和10年度に</p>	<p>報告書 39 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	められる。	は清算できないとの方針を伝え、現在JR九州と清算時期延長等も含め、清算に向けた課題や方向性について協議している。 【検討中（対応進行）】	
	【結果】指摘 3-4 小口現金及び預金の管理について 帳簿残高と現物を照合した証跡が残っていなかった。両者が一致していることを照合した証跡を残すことが望ましい。	令和5年4月から通帳との照合を行った都度、適切に管理状況を把握したという証跡を残すよう対応した。 【対応済】	報告書 39 ページ
	【結果】指摘 3-5 規程類の見直しについて 会社設立から20年以上が経過しているが、規程類が全く見直されていないため、見直し等の必要がないか精査することが望まれる。	全ての規程類について見直し等の必要がないか精査し、令和5年9月に取締役会規則、経理規程を改めた。 【対応済】	報告書 40 ページ
	【結果】指摘 3-6 固定資産の現物確認について 当法人は、固定資産台帳を整備しているが、現物確認を実施していない。台帳に記載のある固定資産が、現物として存在するかどうかの確認をすることが望まれる。	管理協定により固定資産の現物確認はJR九州が定期的に行うこととなっているが、令和5年4月から実施状況の報告を同社に求めることとし、疑義があれば同社とともに直接現地確認をすることとした。 【対応済】	報告書 40 ページ
大分航空ターミナル株式会社 企画振興部 （交通政策課）	【結果】指摘 4-1 非上場株式（関係会社株式含む）の評価について 当法人の完全子会社である（株）大分航空トラベルは令和4年3月末において債務超過会社となっているが、法人の決算書では、関係会社株式（帳簿価額50,000千円）について評価損が計上されておらず、また評価損の可否を検討した資料なども確	（株）大分航空トラベルについては、令和5年4月1日をもって、当法人に吸収合併を行った。有価証券の会計処理については、顧問税理士に確認し、令和4年度決算では評価損の計上を行わず、令和5年4月1日付けで特別損失に計上することとした。	報告書 45 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>認できなかった。</p> <p>非上場株式について評価損の要否を毎期検討し、必要に応じて会計上の手当を行うべきである。</p>	<p>その他の非上場株式については、令和4年度決算から評価損の要否を毎期検討し、簿価に対して時価が50%超下落している有価証券については、評価損を特別損失で計上することとしたが、令和4年度決算については50%超下落していなかった。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 4-2</p> <p>内部統制について</p> <p>会計上、過年度分の処理誤りが散見された。可能な限りタイムリーに修正が行われるよう内部統制を含む業務改善が必要である。過去の外部監査等の指摘も踏まえ、会社全体として対応を丁寧に行っていく必要があるといえる。</p>	<p>これまで取り組んできた複数の業務管理者による定期的な確認作業、業務監査担当の設置、定期・臨時の業務監査を引き続き実施する他、平成30年11月から新たに定期的な倫理研修を実施することとし、併せて社員の相談窓口を新設した。</p> <p>また、令和5年7月に現金取扱マニュアルを改訂し、チェック体制の強化を図り、9月からコンプライアンス研修を実施するなど業務改善にも取り組んだ。</p> <p>今後も内部統制が十分に機能するよう、継続的、全社的に業務改善に向けた不断の見直しを行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 45 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 4-3</p> <p>理論在庫数の正確性について</p> <p>在庫（商品）の理論数量がマイナスとなっているものが散見された。理論数量が正しく設定されていなければ、実地棚卸数量との差異が正しく算出されず、誤った結論に導く可能性があるため、理論数量の精緻化を図る必要がある。</p>	<p>理論数量のマイナスの原因は、「仕入れ漏れ」・「レジでの売り間違い」・「返品伝票の処理漏れ」が考えられる。担当課は実地棚卸実施後、速やかに棚卸の差異検証を担当課長・課長・部長にて行い、原因が判明した場合は、その都度適正に修正処理を行っていく。</p> <p>また、その後においても、財務会計課に処理報告を行い、相互の確認作業及び棚卸確定作業を実施していく。</p>	<p>報告書 46 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		<p>今後も理論数量が矛盾するようなミスを極力少なくするよう、基本作業の徹底を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 4-4 法人が受け取った退任慰労金について</p> <p>「大分空港給油施設退任慰労金」名目で234,000円が当法人の雑収入に計上されていた。これは当法人の役員が、関係会社である大分空港給油施設(株)の役員を務めており、関係会社の役員退任に伴い、法人が代わりに受け取ったものであるとの説明を受けた。</p> <p>法人は、株主にはなれるが会社役員にはなれないため、退任慰労金を法人が直接受け取ることは適切ではないと結論付けた。</p>	<p>これまで、退任慰労金の負担関係が明文化されていなかったため、令和5年12月に、法人間の退任慰労金に関する規程を整備した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 47 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 4-5 指定団体の関係会社の取扱いについて</p> <p>県は、当法人の関係会社である大分空港給油施設(株)及び(株)大分航空トラベルについても、大分航空ターミナル(株)と同様、指定団体あるいはそれに準じる団体としての取扱いを設ける必要がないか検討すべきと言える。</p>	<p>当法人の子会社や関係会社については、県が同社を通じて経営状況等を把握するよう努め、助言等も適宜行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 47 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 4-6 活動指標の設定について</p> <p>活動指標が①イベント開催日数、②空港見学団体数となっており、①、②のいずれも目標値を達成しているにもかかわらず、大幅な営業損失を計上している。当法人は外郭団体である一</p>	<p>当法人が営業利益をあげていくためには、まずは空港に人を呼び込むことが何より重要である。</p> <p>そのため、イベントの開催や空港見学の機会を創出し、空港利用者を拡大して消費を促すことにより、利</p>	<p>報告書 47 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>方、株式会社であり営利企業である。活動指標の達成が利益に結び付かないのであれば、法人が当該活動を真剣に行うことに繋がらないのではないか。活動指標を設定することが目的になっていないかを検討することが望ましい。</p>	<p>益に結びついていくものだと考えている。</p> <p>なお、空港利用者数そのものは、航空業界の動向に大きく左右されるため、当法人の自助努力のみでは如何ともし難い部分があり、目標指標になじまないと考えるが、同社を取り巻く状況を踏まえながら、現在の活動指標も含めて最適な活動指標の設定について、改めて検討を行いたい。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 4-7 出資の引き揚げについて</p> <p>当法人は昭和31年に民間会社4社が出資し、設立されている。昭和45年の空港移転に伴う新ターミナル建設の際に増資を行い、県が出資したことから今日に至っている。</p> <p>今日、会社は自主経営が可能となっており、県が出資を継続する必要性が高いとは考えられないことから、株式譲渡による出資の引き揚げができないか検討されたい。</p>	<p>公共性の高い空港施策については、県と密接に関わり合いながら事業展開をしていく必要があるため、政策的な意図を持って出資を行っているところである。</p> <p>今後、政策的な判断により出資の引き下げなどを実施することは想定されるが、現時点では出資の引き下げ等を実施する予定はない。</p> <p>【対応困難】</p>	<p>報告書 48ページ</p>
	<p>【結果】指摘 4-8 役員への餞別について</p> <p>功労金・餞別として「役員」に金銭が支払われているが、退職金ではなく「交際費」で処理されている。外郭団体の業務運営は団体自らが主体的に判断し、その責任において行っていくことが基本であるが、県行政と密接な関係を持つものであることから、公正かつ公平に業務を遂行し県民の信頼を確保することが重要であるという点を鑑みると、このような取引・処理は望ましいとは言えない。</p>	<p>今後は、「退職金」で処理するよう改める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 48ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
社会福祉法人大分県社会福祉協議会 福祉保健部 (福祉保健企画課)	【結果】指摘 5-1 事業計画における目標設定について 事業計画においては、一定の定量的な目標を掲げることが、好ましい緊張感とモチベーションに通じる。従って、可能な限り、定量的な目標とすることが望ましい。	令和5年度の事業計画においては、子どもの居場所づくりの取組として、子ども食堂等の新規設置箇所数(15箇所)を目標に掲げるなど、できる限り定量的な目標を設定した。 【対応済】	報告書 53ページ
	【結果】指摘 5-2 年度当初の事業計画と実施結果である事業報告書との関連について 事業報告書では、事業計画で記載した内容との関連性についても丁寧に記載することが望まれる。	今後は、事業報告書に当初の事業計画を変更した経緯等を記載する。 【対応済】	報告書 53ページ
	【結果】指摘 5-3 中長期活動計画の評価について 中長期活動計画の評価について、以下のとおりとすることが望ましい。 [1] 中長期活動計画の重点テーマに対して、目標指標を設定し、実績評価の際には、目標指標と定量的な比較をした上で評価する。 [2] 中長期活動計画の評価・分析結果には、実績に基づいた評価と、当該実績を踏まえた解決すべき事項を中心に記載する。	[1] 第五次中長期活動計画「だいふくプラン2022」では、市町村単位の災害ボランティアネットワークを全市町村に構築することを目標に掲げるなど、実績評価の際に定量的な比較ができる目標指標を設定した。 [2] 今後、第五次中長期活動計画「だいふくプラン2022」を評価・分析する際には、実績に基づいた評価と、解決すべき事項を中心に記載することとする。 【対応済】	報告書 54ページ
	【結果】指摘 5-4 倉庫にある保管物品について 固定資産の適切な管理に資するため、使用する見込みの無い物品については、速やかな廃棄処分が望まれる。	使用予定のないパソコンやプリンターを令和5年3月に廃棄処分し、固定資産台帳から除却した。 【対応済】	報告書 55ページ
公益財団法人大分県地域保健支	【結果】指摘 6-1 会計規程の周知と見直しについて		報告書 58ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
援センター 福祉保健部 (健康づくり支援課)	<p>て</p> <p>会計規程に沿った業務が行われていない点が散見された背景に、ルール目的や重要性に対する認識が組織全体で甘くなっていることが考えられる。</p> <p>会計規程、必要に応じて他の規程についても、定期的に目的の周知や、ルールの見直しを行っていくことが必要である。</p> <p>規程に沿って行われていない業務</p> <p>[1] 領収証の管理 [2] 現金有高の照合 [3] 固定資産の現物の照合</p>	<p>[1] パソコンで管理している領収書については、出納事務責任者に加え、出納責任者の承認と指名により、出納事務担当者が発行できるよう会計規程の見直しを行うよう進めている。会計規程を見直す場合は、法令等に基づき、令和6年3月理事会の決議を経て行う予定。</p> <p>[2] 令和5年1月から会計担当者及び出納事務責任者が現金有高表を作成し、現金出納帳と毎日照合するよう改めた。</p> <p>[3] 令和5年1月から会計担当者及び出納事務責任者が半期に1回照合するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 6-2 満期保有目的の債券について</p> <p>満期保有目的の債券について、財務諸表に注記がなされていない。適切に注記すべきである。</p>	<p>令和4年度の決算書から、注記するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 59 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 6-3 退職給付引当金の算定について</p> <p>センターから入手した資料によると、令和4年3月末の要支給額は147,098,045円となっているが、貸借対照表計上額は160,500,000円となっている。</p> <p>自己都合による退職金要支給額は、センターが定めている5年毎の見直しではなく、每期計算されるよう規定の見直しと合わせて改善すべきである。</p>	<p>令和4年度の決算書から、退職金要支給額は每期計算することとし、期末の退職金要支給額と期末の退職給付引当金額を合致させるよう会計方針を改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 60 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 6-4 仮払金の処理について</p> <p>小口現金を仮払いにより出金した後、未精算の部分として期末日で残っている100,000円に</p>	<p>令和4年度の決算書から、現金勘定で計上するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 60 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>ついて貸借対照表上、仮払金として計上されている。現金勘定で表示するよう改めるべきである。</p>		
	<p>【結果】指摘 6-5 財産目録の内容について 財産目録のリース資産の内容が誤っていた。利害関係者に誤った情報を伝達しないよう記載内容を丁寧にチェックする必要がある。</p>	<p>令和4年度の決算書から、記載間違いがないよう、会計担当者及び出納事務責任者が、ダブルチェックを実施するよう改めた。 【対応済】</p>	<p>報告書 61 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 6-6 特定資産の計上の合理性について 令和4年3月31日現在の貸借対照表において、機器整備積立特定預金 10,170 千円が特定資産に計上されているが、用途や使用見込時期が明らかになっておらず、当該特定資産に係る積立・取崩要領等も確認できなかった。合理性に乏しいものが計上されている。</p>	<p>令和5年度に、特定資産取扱規程を策定し、用途や使用見込時期を明らかにした上で管理運営するよう改めた。 【対応済】</p>	<p>報告書 61 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 6-7 検診車の設備更新の予定について 車両運搬具（検診車両）の取得価額が 416 百万円で減価償却累計額が 416 百万円となっていることから、検診車や検診機器の更新、財政上の手当をどのようにするかについて具体的な中長期の計画を策定する必要があると考える。</p>	<p>令和5年4月に、検診車（や検診機器）に関する今後5年間の更新予定や更新に係る資金調達方法等について定めた中長期計画を策定した。 【対応済】</p>	<p>報告書 61 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 6-8 役員を選任について センターの役員名簿をみると、理事長に県医師会会長、評議員には県医師会副会長が選任されている。理事（長）の評価やチ</p>	<p>県医師会副会長の評議員としての任期が、令和6年度事業年度に関する定時評議員会の終結の時（令和7年6月）までとなっていることから、</p>	<p>報告書 61 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>チェックを行うのが評議員であるといった観点からすると、バランスを欠いているとも見て取れる。監督機能が発揮されることについて、可能な限り疑念を持たれないようにしておくことが望ましい。</p>	<p>改選時までに関係団体の役員等を当該副会長の後任として新たに選任するよう検討する。なお、適任者がいない場合は評議員を1名減員する予定。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	
	<p>【結果】指摘 6-9 借入金、リース債務の計上区分について</p> <p>令和4年3月末の借入金が長期借入金として固定負債の区分に66,946千円計上されているが、1年以内に支払予定のものについては、「1年内返済予定長期借入金」として流動負債の区分に計上すべきである。</p> <p>また、令和4年3月末のリース債務が固定負債に32,829千円計上されているが、1年以内に支払予定のものについては、流動負債に計上すべきである。</p>	<p>令和4年度の決算書から、該当する借入金については、流動負債として計上するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 61ページ</p>
	<p>【結果】指摘 6-10 仮受金の残高の妥当性について</p> <p>令和4年3月末において、一時的に預かっている複十字シール募金に係る財団法人結核予防会大分県支部の残高証明書金額(2,105,421円)と流動負債の仮受金計上額(2,123,351円)との間に17,930円差額が生じたため、当法人に質問したところ、手数料相当分の調整が適切に行われていなかったとの回答を受けた。毎年度、残高証明書と帳簿の照合を適切に行い、必要な調整を行う必要がある。</p>	<p>残高証明書の金額と貸借対照表の流動負債の仮受金計上額との差額は、複十字シール募金に係る振込手数料であり、本来、流動負債の仮受金から振込手数料の金額を支出するところ、別の科目(通信運搬費)にて支出したため、差額が生じた。</p> <p>上記を踏まえ、令和4年度の決算書から、残高証明書と帳簿の照合を適切に行い、仮受金から振込手数料を支出することにより、残高証明書の金額と流動負債の仮受金計上額を一致させるよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 62ページ</p>
<p>公益財団法人大分県臓器移植医</p>	<p>【結果】指摘 7-1 自主財源の拡大について</p>		<p>報告書 66ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
療協会 福祉保健部 (健康づくり 支援課)	自主財源の拡大に向けた、デジタル化の進展に合わせた新たな方策の検討、実施が望まれる。	令和5年2月に、当法人のホームページからクレジットカードによる寄附ができるよう整備した。 【対応済】	
	【結果】指摘 7-2 財務指標について 財務指標としては、賛助会員数ではなく、賛助会員収入額を目標とすることが望まれる。	令和5年度から、公社等外郭団体経営状況等調書の財務指標を賛助会員数から賛助会員収入額に改めた。 【対応済】	報告書 67 ページ
	【結果】指摘 7-3 臓器移植コーディネーターの活動について 県は、臓器移植の推進を図るために必要なコーディネーターの活動が充分に行えるよう、当法人及びコーディネーターとの綿密なコミュニケーションをとって、活動を支援することが望まれる。	本県で臓器移植件数が少ないのは、臓器提供の意思表示に対する理解が進んでいないことも一因であると考えられる。 今後は、県民の意思表示の促進が図られるよう、当法人やコーディネーター等と緊密に連携しながら、臓器移植の推進に向けた取組を進めていきたい。 【対応済】	報告書 67 ページ
	【結果】指摘 7-4 内部統制が機能する経理業務の実施体制の構築について 3団体の混在した経理業務体制から脱却して、内部統制が機能する経理業務の実施体制の構築が望まれる。	相互チェック体制を構築するための事務員増員や他団体との経理業務の混同を防ぐための複数金庫の導入は、金銭面等の課題があるため、他団体を参考にしながら解消策を検討している。 【検討中（検討）】	報告書 68 ページ
	【結果】指摘 7-5 業務執行理事等の理事会に対する職務執行報告について 業務執行理事は自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないが、令和2年度は全2回の理事会について書面開	今後、執行状況の報告等については、一般法人法に基づき全ての理事会を書面決議で行わないよう指導した。	報告書 68 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>催の方法を採っており、法に基づく職務執行報告が行われなかった。</p>	<p>また、時期・間隔・回数についても、当団体の定款に基づき、毎事業年度に5箇月を超える間隔で2回以上報告するよう併せて指導した。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 7-6 共通費用の配賦基準について 現行の配賦基準が適切であるかどうか検証が望まれる。</p>	<p>現在、公益認定の要件等を踏まえながら、適切な配賦基準を検証しているところ。</p> <p>【検討中（検討）】</p>	<p>報告書 69 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 7-7 一般正味財産の過大な保有について 一般正味財産が事業規模に比べて過大な規模となっている。県は、この過大な規模の財産を保有することの是非について検討すべきである。</p>	<p>当協会は、基本金の運用により運営しているという実態があるが、基本金の規模が適正かどうかの検討は常時行っていきたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 69 ページ</p>
<p>公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター 生活環境部 (食品・生活衛生課)</p>	<p>【結果】指摘 8-1 預金残高の管理について 経理部門の担当者は、毎月末通帳の残高と会計システム上の預金残高との一致を確認するとともに、年度の決算時には残高証明書を経理部門から入手して、口座残高の確認をする必要がある。また、会計処理規程の26条にも当該事項を記載すべきである。</p>	<p>毎月末、年度末の照合作業を行うことを会計処理規程に盛り込む改正を令和5年5月に行い、同月末から運用を始めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 74 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 8-2 賞与引当金の設定について 期末勤勉手当に関して、賞与引当金を設定する必要がある。</p>	<p>令和4年度の決算書から期末勤勉手当についても賞与引当金を設定することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 74 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 8-3 什器備品の償却漏れについて 什器備品の帳簿価額 33,810 円について、備忘価額 1 円まで償</p>	<p>令和4年度決算から、残存価格 1 円まで償却することとした。</p>	<p>報告書 75 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>却する必要がある。</p> <p>【結果】指摘 8-4 経営支援緊急対策事業経費における専門家への謝金について</p> <p>当法人は、経営支援緊急対策事業として中小企業診断士や行政書士といった専門家に対して謝金を支払っているが、金額が実態に見合った適正な謝金単価となっているかを検討する必要がある。</p>	<p>【対応済】</p> <p>今後、「謝金等報償費の取扱いに関する規定」を改正し、専門家に対する謝金の支払額の根拠を明確にする。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 75 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 8-5 経費の出金伝票について</p> <p>経費の出金伝票には、摘要欄に購入したものと購入先を記載することが望ましい。</p>	<p>令和5年3月1日から、記載の簡略化などの方法で、摘要欄に購入物や購入先などを記載することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 77 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 8-6 附属明細書における重要な増減の脚注について</p> <p>附属明細書における基本財産及び特定資産の明細において、退職給付引当資産に重要な増減があると考えられるため、その理由、具体的な内容及び金額の脚注が必要である。</p>	<p>令和4年度決算から、附属明細書における基本財産及び特定資産の明細において、金額の増減がある場合には、その理由、資産の種類、具体的な内容及び金額について、注記を行うこととした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 77 ページ</p>
<p>公益財団法人大分県産業創造機構</p> <p>商工観光労働部 (工業振興課)</p>	<p>【結果】指摘 9-1 財政調整積立資産について</p> <p>令和4年3月末時点において特定資産に「財政調整積立資産」が82百万円計上されている。当該資産は法人の特定資産取扱要領に基づき計上されているものの、用途が特定されておらず特定資産として適正ではないことから全額を取り崩す必要がある。</p>	<p>令和5年3月2日開催の理事会において、令和4年度末までに、「財政調整積立資金」を全額取り崩す議決を経て、4年度決算において取り崩した。</p> <p>具体的には、会計監査人である公認会計士の指示に従い、82,358千円のうち、50,192千円をその他の固定資産の「投資有価証券」に、13,370千円を流動資産の「有価証券」に、残り</p>	<p>報告書 80 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		<p>の18,796千円を「現金預金」に振り替えた。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 9-2 会計、表示処理の適切性について</p> <p>細かい会計処理や表示の不備が散見された。公益法人会計基準や公益法人会計基準の適用指針等を理解するとともに、可能な限り会計基準に沿った正確な経理処理を行うべきである。</p>	<p>令和4年度決算から、ソフトウェアについて、これまで備忘価格1円を計上していたものをゼロ円まで償却するとともに、固定負債に計上していたリース債務を流動負債として計上するよう改めた。今後も公益法人会計基準に沿った経理処理を行うこととする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 81 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 9-3 派遣職員の給与負担の明良性について</p> <p>派遣職員の給与手当について、派遣元と派遣先との間で負担割合の明確な基準がないため、派遣職員により差が生じている。負担割合が明らかになるよう基準を定めるべきである。</p>	<p>県、市及び民間企業からは業務援助、金融機関からは研修派遣による出向と、それぞれ派遣目的が異なることから、各派遣元と協議の上で、給与や各種手当の負担割合を決定しているところであり、一律に基準を設けることは困難である。</p> <p>【対応困難】</p>	<p>報告書 82 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 9-4 会員へのサービスについて</p> <p>会員については、加入した月に会費を請求している。また、会員に対しては創造誌を送付しているが、会員全員に対して送付しているため、未入金の間でも創造誌が送付されている。入金済みの者と未入金の者との間で公平性に問題がないよう工夫する余地があると考えられる。</p>	<p>現状、毎月、会費納入の有無を確認するのは体制的に厳しいことから、年1回を年2回、集中的に確認作業をするよう改め、公平性を保つよう努めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 82 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 9-5 指定団体の活動指標に対する所</p>		<p>報告書 82 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>管課の評価について</p> <p>所管課は外郭団体の活動指標の達成度合を評価する際、目標値が妥当かどうかといった観点から評価することも肝要である。</p>	<p>中期経営計画の活動指標、成果指標については、これまで当法人内部で策定していたため、策定段階での県の関与が薄く、県の意見が十分に反映されていない指標となっていた。</p> <p>令和4年度に策定した中期経営計画では、当法人に加え、県、商工団体、銀行、大学、民間の代表者を委員とする策定検討委員会を組織し、計画案を審議の上、パブリックコメントも踏まえたものとなっている（令和5年3月策定）。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所</p> <p>商工観光労働部（DX推進課）</p>	<p>【結果】指摘 10-1</p> <p>活動指標の目標値の設定について</p> <p>当法人は、活動指標として研修ルーム利用者数を定めており、目標値を4,800人としている。実績値は令和3年度1,196人（達成度24.9%）と大幅に下回っており、そもそも目標値が実効性のある数値なのか検討する必要がある。</p>	<p>研修ルームに備え付けてあるITツールの需要等の変化は激しいが、これまで目標値を見直していなかったため、令和5年度は直近3年間（R2～R4）の実績値の平均1,183人を勘案して、目標値を1,400人に下方修正した。</p> <p>今後は、社会情勢の動向等を注視しながら、適宜目標値を見直すこととする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 87ページ</p>
	<p>【結果】指摘 10-2</p> <p>賞与引当金の設定について</p> <p>特別手当に関して、賞与引当金を設定する必要がある。</p>	<p>令和5年度から給与規定に特別手当の支給対象期間を定めた上で、特別手当に関する賞与引当金を設定し費用（引当金繰入額）として計上することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 87ページ</p>
<p>公益財団法人日田玖珠地域産業振興センター</p>	<p>【結果】指摘 11-1</p> <p>公益目的事業費率について</p> <p>公益目的事業費率が50%を下</p>	<p>令和4年度は新型コロナウイルス</p>	<p>報告書 92ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
商工観光労働部 (商業・サービス振興課)	回っているため、早急に50%以上達成に向けた事業の検討を行う必要がある。	感染症の影響で催事・イベント等が少なかったが、Yahoo ショッピングでのECサイトを通し、地域産品及び地域に係る情報等を積極的にPRした結果、公益目的事業費率は前年度比で約10ポイント改善し、44.9%に上がった。 令和5年度は催事等のイベントも通常開催が見込まれることや引き続きECサイトの強化等も行う予定であることから、公益目的事業費率50%以上を達成する見込みである。 【対応済】	
	【結果】指摘 11-2 タイムリーな仕訳の入力について 往査時に最新の取引明細を通査したところ、2か月以上仕訳の入力がされていないように見受けられた。適時適切な仕訳の入力を行うべきである。	令和4年9月から、仕訳入力は毎日行うこととし、ダブルチェックも毎日実施するなど、適時適切な仕訳を行っている。 【対応済】	報告書 93 ページ
	【結果】指摘 11-3 現金の管理について 運転資金の必要額に比して、比較的多額の現金を保有しているため、必要最低限の金額にするとともに、保有上限額を定める必要がある。また、現金の現物照合は毎日実施すべきである。	令和4年12月に会計規程を改正し、新たに小口現金の保有上限額(30万円)を定めた。 また、令和5年1月から券種による現物照合も毎日実施している。 【対応済】	報告書 93 ページ
	【結果】指摘 11-4 財務諸表の注記について 下記の注記を記載する必要がある。 ・固定資産の減価償却方法(重要な会計方針として) ・引当金の計上基準(設定した場合、重要な会計方針として) ・表示方法の変更(令和3年度のみ) ・基本財産及び特定資産の増減	令和4年度決算から、指摘された財務諸表の注記について記載するよう改めた。 【対応済】	報告書 94 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>額及びその残高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本財産及び特定資産の財源等の内訳 ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 ・補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高 <p>また、会計監査人設置義務法人ではなく、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書関係の注記は不要である。</p>		
	<p>【結果】指摘 11-5 固定資産の除却処理及び現物照合の規程化について</p> <p>現物がない固定資産については台帳上、除却処理を行う必要がある。また、固定資産の現物照合の定めが存在しないため、規程に明確に定める必要がある。</p>	<p>令和4年度末に固定資産の現物照合を行い、現物が確認できなかった資産については台帳上、除却処理を行った。</p> <p>また、令和5年12月に会計規程を改正し、固定資産の現物照合を年度末に行うよう明記した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 94 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 11-6 退職給付引当金の設定について</p> <p>退職給付引当金を設定する必要がある。</p>	<p>令和4年度決算から、プロパー職員の退職給与について引当金を計上するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 95 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 11-7 賞与引当金の設定について</p> <p>賞与に関して、賞与引当金を設定する必要がある。</p>	<p>令和4年度決算から、プロパー職員の賞与について引当金を計上するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 95 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 11-8 役員のガバナンス体制について</p> <p>現状、役員数10名は全員非常勤となっており、常勤の役員が不在である。役員による十分な</p>	<p>役員体制を含め、十分なガバナンスの確保について検討する。</p> <p>【検討中（検討）】</p>	<p>報告書 96 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	ガバナンス体制が構築されているか検討する必要がある。		
大分ブランドクリエイト株式会社 商工観光労働部 (商業・サービス業振興課)	<p>【結果】指摘 12-1 預金・現金等管理規程について 当法人の事業は、社長が常駐する東京都内で行われている一方で、経理部門は大分市内（本社）にあり、職員が1名の体制となっている。事業所と本社の間で相互にどのようなチェックを実施するのか、預金・現金等管理規程で明確に定められていないため、牽制機能が十分に確保されるよう内部統制上のデザインを改善することが求められる。</p>	<p>令和5年9月に、現金・預金等管理規程を改正し、立替払に関するチェック方法等を定めた。 【対応済】</p>	<p>報告書 100ページ</p>
	<p>【結果】指摘 12-2 インターネットバンキングの事後チェックについて 会計処理担当者がインターネットバンキングの操作担当者となっており、牽制機能が十分ではない。インターネットバンキングによる事前の上席者の承認が行われているが、出金処理の後に事前承認どおりの金額で出金したことは上席者に報告されていない。この点については、統制上の弱点が存在している。</p>	<p>令和5年9月から本社においてインターネットバンキングを通じた出金を行った際は、事前に承認した金額どおりの執行となっているか上席者が事後確認・承認したのち、事務を完了するよう改めた。 【対応済】</p>	<p>報告書 101ページ</p>
	<p>【結果】指摘 12-3 一括取消（レジ操作）について レジの精算レポートを見たところ、一括取消操作を行っていたものがあつたが理由等が残されていなかった。不正リスクを考慮すると、一括取消の使用条件を厳格に定めようとして、使用した場合にはその理由を残し、チェックする内部統制を整備、運用する必要がある。</p>	<p>レジの一括取消については、メニュー替えの試し打ちの場合等、適用範囲を定めようとして、取消を行うこととし、また実際に行った場合は、理由を記載し、上席者に報告のうえ承認印を残すよう、令和5年8月に内部規程を定めた。 【対応済】</p>	<p>報告書 101ページ</p>
	<p>【結果】指摘 12-4</p>		<p>報告書</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>事業、経営のあり方について</p> <p>当法人の経営について、新型コロナウイルス感染症の影響は勘案すべき事項であるが、感染症拡大前の平成30年度においても出資が毀損し続けている状況は変わっていなかった。結果を見れば、前回の包括外部監査の指摘が十分改善されたとは言いきれない状況である。</p> <p>法人に対する県からの経済的な支援として、主に店舗の家賃、内部造作(店舗工作物)の無償貸与があり、当法人はその費用を免除されている状況にある。</p> <p>課題として、賃借料が無償のまま継続されており経済的に自立可能な経営となることや賃借料の一部負担を想定した経営管理が行われていないこと、広告宣伝効果ではなく実際に県民が享受できた経済効果を測量するのが困難なことが挙げられる。</p> <p>そのような中、事業継続可否の検討基準は設けられていない。定量的な基準(例えば連続赤字、繰越欠損金の期限切れの発生)を設け、当該基準に当てはまる場合は、幅広い事業手法の見直しを検討されたい。</p>	<p>事業継続可否については、県の政策的な判断等もあり、定量的な一律の基準を設けることが困難であるが、経営状況や社会情勢等を踏まえ、事業の必要性を総合的に見極めた上で判断することとしたい。</p> <p>また、坐来を通じて行ったパブリシティの経済効果などを県民に可能な限り具体的に公表する等、県民理解の促進に努めたい。</p> <p>【対応済】</p>	102 ページ
	<p>【結果】指摘 12-5 人的関与の見直しについて</p> <p>部長が当法人の非常勤取締役役に就任しているが、県は法人の出資比率の過半数を保有しており、役員を選任・解任も行える、経営を支配し得る立場である。そのため、役員に就任せずとも県の意向を経営に反映することはある程度可能であるとも考え</p>	<p>坐来大分の運営にあたっては、大分ブランドの確立、県産品の販路等、県の施策目的を着実に反映させ、その確認を継続的に行う必要があることから、県の人的関与については、記載内容を以下に変更した。</p> <p>「坐来大分は、営利を主目的とした企業経営を行う一方で、県の食や観</p>	報告書 105 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>られる。</p> <p>その中で、県は指導指针对応状況において県職員が役員になることの「真」の必要性が高いと説明しているが、記載内容が不十分で、根拠の具体性を欠いており、就任ありきの説明になっているようにも見て取れた。</p> <p>対応状況の記載内容又は人的関与そのものを見直すべきではないだろうか。</p>	<p>光のPRのほか、県産品の積極的な使用を通じ、販路開拓や生産者へのフィードバック等、首都圏における県の情報発信の重要な役割を担っている。県の施策目的を継続的に運営に反映させ、その機能が十分に果たされているか等について定期的に確認を行う必要があることから、外部取締役として商工観光労働部長が就任している。」</p> <p>【対応済】</p>	
<p>公益財団法人大分県総合雇用推進協会</p> <p>商工観光労働部（雇用労働政策課）</p>	<p>【結果】指摘 13-1 環境変化への対応について</p> <p>本県の有効求人倍率の推移をみると、過去10年の動きとしては、全体的に職不足から人手不足に変化しているものと言える。このような事業環境の大幅な変化に対し、既存の組織構造や事業構造についての見直しが必要と考える。</p> <p>県所管課においては、社会的な変化を踏まえて、本法人に対する姿勢や評価のあり方を変えていくべきである。</p>	<p>県内中小企業から人材不足との声が多く聞かれる中、企業の人材確保の支援として、協会において、求職者に対して適切な企業情報等を発信するとともに、合同企業説明会等のマッチングの場の提供に取り組んでいる。また、これらの取組は、企業の人材確保の支援策だけでなく、求職者に対する支援にもなっている。</p> <p>今後、県としても求職者に対する支援によって人手不足の解消や担い手確保に繋がっているかといった視点で評価していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 108 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 13-2 財産目録の記載誤りについて</p> <p>財産目録の定期預金の支店名が誤って記載、公開されていた。内部のチェックや監査等によって適切に作成されるよう改善する必要がある。</p>	<p>今後、複数の会計担当者及び会計責任者による確認作業により、記載誤りのないよう適切に対処する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 110 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 13-3 監事の専門性について</p> <p>当法人は年間1千万円を超える賛助会費があり、有価証券及び定期預金で10億円を超える基本財産を有している。</p>	<p>監事には会計知識のある銀行関係者を選任しており、適正な財産管理に努めている。会計処理については毎月公認会計士の確認や事務指導を</p>	<p>報告書 110 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>県の他の指定団体では、現預金の不正が発生した後、対応策として会計の専門家を1名監事に選任する措置を講じた。このような内部統制のさらなる充実等の必要がないか、今一度検討することも有用であると考えられる。</p>	<p>受けており、引き続き、チェック体制を徹底することで、不正が発生しないよう適切に対応する。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 13-4 固定資産の管理について</p> <p>「組織並びに処務規程」等の法人の規程類では、固定資産の金額基準が定められておらず、固定資産に対する定期的な現物照合を実施する定めもなかった。固定資産の会計処理や資産の保全が適切に継続して行われるよう規程の整備が必要である。</p>	<p>令和5年4月に法人の規程において、固定資産の金額基準及び、固定資産に対する定期的な現物照合について定め、適切な規程整備を行った。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 110 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 13-5 財産目録の記載について</p> <p>財産目録の記載に当たっては、可能な限り資産や負債の内容がわかるような形で記載することが望ましい。</p>	<p>財産目録については、令和4年度決算から、資産や負債の内容がわかるような形で記載することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 111 ページ</p>
<p>公益社団法人ツリーズムおおい た 商工観光労働部 (観光局 観光政策課)</p>	<p>【結果】指摘 14-1 使途不明金事案に対する外郭団体、所管課の対応について</p> <p>今回の使途不明金事案については、本法人及び県所管課双方において、過去の外部監査等の指摘・意見に対する内部統制上の対応が徹底されていれば防ぐことができた可能性がある。また、情報開示に消極的な姿勢は、法人内部で不正を発見できたとしても内部告発や通報しづらい組織環境につながりかねない。</p> <p>事案の詳細・対応が公表されない一方で、県からの事業委託</p>	<p>当該団体においては、使途不明金事案について、係争中の刑事訴訟及び民事訴訟に影響を及ぼさない事項は、これまで記者会見、HP等ですべて公開している。今後、刑事訴訟及び民事訴訟が終結した後、最終的な説明を行う。</p> <p>所管課においては、団体に対して積極的な情報開示と再発防止策の確実な履行を求めるとともに、毎月、取組状況の確認を行う。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 115 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>が継続して行われている点について合理性が十分にあるとは判断できなかった。積極的な情報開示を求め、法人及び県の信頼回復に努めるとともに、組織風土の改善、継続的なモニタリングが必要である。</p>		
	<p>【結果】指摘 14-2 委託事業の見直しについて</p> <p>県の所管課によると、県と本法人との委託契約はすべて随意契約となっている。また、委託事業の多くが再委託されていることが見て取れるが、最近の社会情勢や本法人の使途不明金事案の発生を踏まえ、県からの委託事業について見直しを図ることが望まれる。</p>	<p>当該団体は、県域版DMOとして、これまで構築されたネットワークや蓄積された市場動向データ、県内の状況等を基に、民間企業や市町村など多方面から派遣されている職員のスキルを活用しながら公平性及びスピード感をもって効果的、効率的に本県観光事業を実施できる唯一の団体である。これを踏まえ、当該団体を委託先とすることが最適な事業について随意契約を行っている。今回、国内誘客総合対策事業やインバウンド推進事業の一部については、県が直接事業を執行することに改めたところであり、今後も委託事業の内容については、検証を継続する。</p> <p>なお、再委託については、委託事業のうちの一部、必要最小限のものを承認している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 117 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 14-3 ジョブローテーションについて</p> <p>経理部署も含めたジョブローテーション（定期異動）が取り入れられていないということ自体がリスクであるということを確認し、対応策を検討する必要がある。</p>	<p>当該団体は、現状、1～2年間と期間の定めのある自治体や民間企業からの業務援助・派遣職員と1年間の契約社員など勤務期間の短い職員で構成されており、ジョブローテーションを取り入れるのは困難である。そのため、会計責任者となる事務局長には県からの業務援助職員を充てるとともに、今般の再発防止策の徹</p>	<p>報告書 119 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		<p>底を図ることで使途不明金等の不祥事発生リスク低減を図っている。</p> <p>今後、契約更新により勤務期間が長くなる職員については、県の人事管理運営方針等も参考に適性或専門性も踏まえ、ジョブローテーションの導入を検討する。</p> <p>【検討中（検討）】</p>	
	<p>【結果】指摘 14-4 例外条件の取扱いについて</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光関連業者の多くが経済的な影響を受けた。会員の権利の停止、会費の休止及びサービスの無償提供の条件等についての取扱いを明確に定めておくことが望ましい。</p>	<p>今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染症の拡大という非常時における特例として理事会で休会措置を承認し、総会に報告を行ったもので、新型コロナウイルスの位置づけの見直しを受け、終了した。</p> <p>今後同様のことがあった際には、規程の整備も含めて取扱いの明確化について検討したい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 120 ページ</p>
<p>公益社団法人大分県農業農村振興公社</p> <p>農林水産部 (水田畑地化・集落営農課)</p>	<p>【結果】指摘 15-1 大規模リース事業におけるモニタリングについて</p> <p>リース料が回収できない可能性について懸念される豊後高田市施設花き生産組合において、このような状況に陥った原因の一つに、当初4名で経営する方針であったが、3名となったことが考えられる。</p> <p>不測の事態が生じた場合は市及び県が関与することが協定書に記載されているが、不測の事態に陥るリスクを低減するための事前的な措置に関しては触れられていない。法人が継続的に実施するモニタリングのルールを契約書に記載するなど、不測の事態に陥るリスクを低減する仕組みを検討していただいた</p>	<p>令和5年度から、リース入植者の選定をより慎重に行うため、候補者への面談を複数回実施するとともに、関係機関との連携を強化することとする。</p> <p>また、入植後の指導体制を強化するため、リース入植者が組合等の場合は、その構成員である各個人の決算書等も入手し、経営状況の把握に努めるとともに、経営状況に応じて経営検討会を実施することとする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 125 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	い。		
	<p>【結果】指摘 15-2 大規模リース事業における決算報告について</p> <p>豊後高田市施設花き生産組合の決算報告は受けているが、各個人の決算書や税務申告書の入手はできていない。今後は入手に努める必要がある。</p>	<p>令和5年度から、リース入植者が組合等の場合は、その構成員である各個人の決算書等も入手し、経営状況の把握に努めている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 125 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 15-3 中間管理事業賃料について</p> <p>令和3年度の農地中間管理事業の賃貸料収入において、当法人で中間保有をしている農地が、農地の基盤整備のため、担い手に賃貸がなされていない期間がわずかながら生じている。なお、中間保有は新規就農者等が安心して就農できることを目的に国が認めた制度であり、法人が支払う賃料の負担額 824 千円については、国庫補助金で賄われている。</p> <p>農地の基盤整備には、2年から3年程度の期間を要し、その間は貸すことができない状況であるとの説明を所管課から受けた。中間保有している農地が一時遊休となることはやむをえないものの、可能な限り早期に基盤整備を完了し、完了と同時期に賃貸できるよう努めて頂きたい。</p>	<p>公社では、大分県が作成する農地中間管理事業の推進に関する基本方針に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、市町村、農業委員会、土地改良区等との連携のもと、農地中間管理事業を行っている。</p> <p>引き続き、市町村等の関係機関との情報共有等による連携を通じて、基盤整備の完了と同時期に中間保有している農地を賃貸できるよう努めたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 126 ページ</p>
<p>一般財団法人大分県主要農作物改善協会</p> <p>農林水産部 (水田畑地化・集落営農課)</p>	<p>【結果】指摘 16-1 特定資産の積立について</p> <p>正味財産増減計算書を見ると、残量処理積立金収入や需給調整積立金収入など積立金収入として収益計上しているものがある。貸借対照表上は通常の預</p>	<p>令和5年度の決算資料から、積立金等を特定資産として計上することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 130 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>金として計上されているが、運用方法等に制約があるため特定資産として計上する必要がある。</p>		
	<p>【結果】指摘 16-2 財産目録の書式について 一般財団法人においては、財産目録の作成義務はないが任意で作成が行われている。ただし、作成されるのであれば公益法人会計基準に準拠したフォーマットで作成し、財産の使用目的等まで記載することが望ましい。</p>	<p>令和5年度の決算資料から、財産目録は指定フォーマットを用い、使用目的等も記載することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書 130 ページ</p>
<p>一般社団法人大分県農業会議 農林水産部 (水田畑地化・集落営農課)</p>	<p>【結果】指摘 17-1 職員数の確保について 職員数は、正規職員4名、嘱託職員3名の計7名で組織の運営を行っており、九州内での同団体では最も少ない人員である。そのため、将来に向けた人員確保を計画的に行っていく必要がある。</p>	<p>令和6年4月から正規職員を1名採用する予定。今後は、職員の退職時期を見据えた人員確保を計画的に行っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書 134 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 17-2 預金残高の確認作業について 毎月作成される試算表には事務局長の確認印が押されている。この試算表を用いて預金通帳の残高との照合が行われているが、照合の証跡が残っていない。会計上の預金残高と通帳残高を照合した証跡を残したうえで、事務局長が確認することが望ましい。</p>	<p>今後は、毎月、経理担当者が作成する試算表と預金通帳残高を照合する際、証跡を残したうえで事務局長が確認することとする。 【対応済】</p>	<p>報告書 135 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 17-3 自主事業の開発について 農業法人が集まる団体として農業法人協会というものがある。ここでの当法人の役割は事務局としての役割のみであり協</p>	<p>大分県農業法人協会の法人化による収入増の見込みはなく、また、他に自主事業の実施例もないが、今後、他県の動向を参考に、自主事業の実施</p>	<p>報告書 135 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>会の運営には参画できていない。宮崎県や熊本県では農業法人協会を法人化している。大分県農業法人協会も他県同様に法人化して、当法人がその事務局支援で収入を得るという方策が可能か検討することも必要と考える。</p> <p>これによって事業規模が拡大し、経営基盤の強化や公益性の高い業務が今よりも増加するのであれば、自主事業として行っていくことに合理性はあると考えられる。県との協議を行い、経営基盤の強化や公益事業の拡大に努めていただきたい。</p>	<p>について検討していきたい。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 17-4 農の雇用事業について</p> <p>農の雇用事業とは、OJT研修を行っている法人に対して研修費用を助成する制度であるが、毎年中止する研修生の割合が比較的高いように見受けられる。各年度の途中で中止した研修生の割合は令和元年度 33%、令和2年度 51%、令和3年度 22%である。中止した研修生の理由を把握し、極力途中で中止することがないように助言や指導に力を注ぐ必要がある。</p>	<p>病気や怪我等による退職、人間関係、経済的理由で他業種に転職など、やむを得ない理由で中止となっている。今後も引き続き、経営体や研修生からの聞き取りを通じ、中止理由の把握や、途中で中止することがないように、健康管理、作業安全対策、人間関係円滑化などの助言や指導に注力する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 136 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 17-5 総会議案書の事業実績報告について</p> <p>総会議案書の事業実績報告では当年度に実施した事業の決算額の報告が中心となっているが、事業の成果についての報告は行われていない。</p> <p>例えば、新規就農者確保体制整備事業における成果である</p>	<p>令和5年度総会から、事業実績報告の中で事業内容の詳細を説明し、事業効果については研修参加人数等を報告するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 136 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>新規就農者の人数などが記載されていない。また、各事業の中で研修を実施したことは記載されているが、参加人数は記載されていない。</p> <p>実施した事業の効果を計るためにも可能な限り事業の成果については記載すべきである。</p>		
<p>公益社団法人大分県畜産協会 農林水産部 (畜産振興課)</p>	<p>【結果】指摘 18-1 委託費の承認について</p> <p>法人内で補給金制度運営適正化事業、肥育経営安定制度委託事業にかかる委託費は理事会決裁が必要であることが定められている。理事会の議案書には、委託先の業者が記載されているが、その業者を選定した理由や金額までは記載されていない。選定業者に関しては限られているため説明する必要性は低いかもしれないが、定期的な理事の変更が生じることから説明は必要と考える。</p> <p>取引の透明性を確保するために業者の選定理由や契約予定金額を理事会に報告し承認を受ける必要がある。</p>	<p>今後は、事務委託先業者の選定の際、理事会に選定理由と予定金額を報告し、承認を得ることとする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 141 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 18-2 預金口座について</p> <p>法人の沿革を見てみると、平成14年に3団体が合併し社団法人が発足している。その影響もあり、事業ごとに口座を管理する仕組みが今日まで続いており、普通預金の口座数は32件となっている。口座が多いと管理業務が煩雑になることや不正が生じやすい環境となるため望ましい状況ではない。</p> <p>統合できる口座に関しては統</p>	<p>令和5年9月に、制度や事業の規程等により別段口座での管理を求められているものを除いた管理費等共通経費に係る口座について、33口座から22口座に集約した。</p> <p>なお、共通経費の支払については、統合した口座で行っている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 141 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>合を行い、経費の支払いに関しては本部口座で集中して払うような運用を検討していただきたい。</p>		
	<p>【結果】指摘 18-3 基金について 貸借対照表の固定負債に「業務運営基金」、「肥育安定基金」が計上されているが、公益法人では基金を取り扱うことはできない。実質的には負債にあたることから勘定科目の名称を変更することが望ましい。</p>	<p>負債である「業務運営基金」及び「肥育安定基金」は、大科目「固定負債」のうち、中科目「基金」の小科目として設定していたが、当負債は、公益法人会計基準で定義される「基金」には該当しない。</p> <p>勘定科目に「基金」を用いることは、一般社団法人において活動の原資を調達するために設定される「基金」と混同する恐れがあることから、公認会計士と協議の上、令和4年度決算から、大科目「固定負債」における中科目「基金」の設定を廃止し、当負債に紐付く関係制度等により定められている固有名称を勘定科目とすることで修正を行った。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 142 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 18-4 特別の積立金について 貸借対照表の特定資産に「特別の積立資産」、固定負債に「特別の積立金」が同額計上されている。これは、生産者のために利用する目的で特定資産に計上しているが、同額の負債については生産者への返還義務もないため負債の要件を満たしていない。本来は過去の肉用子牛生産者補給制度が終わった時点で収益計上する必要があったと考えられる。</p>	<p>「特別の積立資産」については、公認会計士等と相談しながら、収益計上の是非や計上する場合の用途・時期等を検討することとしている。</p> <p>【検討中（検討）】</p>	<p>報告書 142 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 18-5 償還円滑化積立資産、償還円滑化積立金について</p>		<p>報告書 143 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>貸借対照表の特定資産に「償還円滑化積立資産」、固定負債に「償還円滑化積立金」が同額計上されている。これも過去の肉用子牛生産者補給制度で使用しなかった残金である。</p> <p>「肉用子牛生産者補給制度における生産者積立準備金等の返還の取扱に関する指針」に沿って処理を行っていく必要がある。</p>	<p>「償還円滑化積立資産」については、「肉用子牛生産者補給制度における生産者積立準備金等の返還の取扱に関する指針（平成27年2月24日策定）」に基づき、現業務対象期間終了（令和6年度）後、生産者に対し返還する方向で作業を進めることとする。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>公益財団法人森林ネットおおい た 農林水産部 (林務管理課)</p>	<p>【結果】指摘 19-1 預金の管理について</p> <p>経理部門の担当者は、保有する預貯金について、毎月末、通帳の残高と帳簿残高の一致を確認し、年度の決算時には残高証明書と帳簿残高の一致を確認する必要があるとともに、当該照合については会計処理規程に明確に定めておくことが望ましい。また、管理コストの面からも、不必要な口座については解約することが望ましい。</p>	<p>令和5年4月に会計処理規程を改定し、経理担当者は、入出金の度にオンラインで通帳残高と帳簿残高を照合し、年度の決算時には残高証明書と帳簿残高を照合するよう改めた。</p> <p>また、1年以上未利用かつ事業執行上も不必要な口座については、令和5年4月までに解約した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 147 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 19-2 退職給付引当金について</p> <p>毎年度末に要支給額を退職給付引当金として計上する必要がある。</p>	<p>令和4年度決算から、毎年度末に要支給額を退職給付引当金として計上するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 147 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 19-3 固定資産の取得価額の少額判定について</p> <p>固定資産の取得価額が10万円未満になるかどうかの判定において、一体で機能するものについては、その単位ごとに判定する必要がある。</p>	<p>令和4年度決算から、本体とバッテリー等、一体で機能するものを同時に取得する場合、その単位ごとに判定するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 148 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 19-4 財務諸表の注記について</p>		<p>報告書 148 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>下記の注記を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資有価証券の評価基準及び評価方法（重要な会計方針として） ・引当金の計上基準（重要な会計方針として） ・基本財産及び特定資産の増減額及びその残高 ・基本財産及び特定資産の財源等の内訳 ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 	<p>令和4年度決算から、指摘を受けた項目について、重要な会計方針や注記として記載するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 19-5 附属明細書について</p> <p>森林管理積立資産の期末帳簿価額が貸借対照表の金額と不一致であり、当期増加額を加味した金額を記載すべきである。</p>	<p>森林管理積立資産の期末帳簿価額と貸借対照表の金額の不一致については、法人に改善するよう指導し、令和4年度決算から当期増加額を加味した金額に修正するよう改めた。</p> <p>また、法人に対し、今後このような不備がないようチェック体制を強化するよう指導した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 148 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 19-6 賞与引当金の設定について</p> <p>期末手当及び勤勉手当に関して、賞与引当金を設定する必要がある。</p>	<p>令和4年度決算から、期末手当及び勤勉手当について、賞与引当金を計上するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 149 ページ</p>
<p>公益社団法人大分県漁業公社</p> <p>農林水産部 (水産振興課)</p>	<p>【結果】指摘 20-1 小口現金及び預金残高の管理について</p> <p>小口現金の現物照合は毎日、また、預金の通帳残高との照合は毎月末、実施する必要がある。なお、当該照合については、財務規程や会計事務取扱要領に明確に定めるべきである。</p>	<p>令和5年1月に公社会計事務取扱要領を改定し、同月以降、小口現金の現物照合は毎日、預金の通帳残高との照合は毎月末毎に実施し、証跡を残すよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 152 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 20-2</p>		<p>報告書</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>固定資産の管理について</p> <p>固定資産については、財務規程 34 条第 2 項の規定に従い、毎年（年度末が望ましい）、固定資産の現状を調査し、台帳と照合する必要がある。また、既に現物が無い資産については、台帳から除却処理をすべきである。</p>	<p>今後、固定資産の現物照合は年 1 回以上行うこととし、現状が台帳と相違している点については修正、旧施設解体に伴い除却した固定資産については除却処理を行った。</p> <p>なお、令和 5 年 3 月に上浦事業場においても同様の調査・処理を行った。</p> <p>【対応済】</p>	153 ページ
	<p>【結果】指摘 20-3</p> <p>賞与引当金に関する社会保険料について</p> <p>賞与引当金に関する社会保険料の法人負担分についても、その金額を合理的に見積もることが可能であるため、費用計上する必要がある。</p>	<p>令和 4 年度決算から、社会保険料の法人負担分を含めた賞与引当金を計上するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 153 ページ
	<p>【結果】指摘 20-4</p> <p>貸倒引当金の取崩し処理及び貸倒引当金の設定額について</p> <p>与信先の貸倒れが発生した場合、貸倒引当金を取崩すとともに、残額を貸倒損失として処理すべきである。また、令和 3 年度において、引当金積立額を大幅に上回る貸倒損失が発生しており、引当額が妥当であったのか検討を行う必要がある。</p>	<p>令和 5 年度から、貸倒が発生した場合、まずは貸倒引当金を取り崩した上で残額を貸倒損失として処理することとした。</p> <p>また、引当金積立額は法人税法による法定繰入率で計上しているが、債権額が大きい与信先については関係先から財務状況を聴取するなどにより適宜、引当額の妥当性について検証し、適切な引当額の設定に努めることとする。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 154 ページ
	<p>【結果】指摘 20-5</p> <p>県保有施設に係る利用料の負担等について</p> <p>県保有施設の使用について、利用料の負担など、今後の扱いを検討すべきである。</p>	<p>水産基本法では、水産動植物の増殖（種苗の生産や放流など）は地方公共団体の責務、沿岸漁場整備開発法では、県は栽培漁業の振興（種苗生産</p>	報告書 154 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		<p>施設整備の推進など)に努めることとされている。</p> <p>海へ放流された種苗は無主物となること、放流事業は国民への水産物の安定供給に寄与することから公共性が高い。</p> <p>当県としても、水産資源の回復のため、上記の放流を担う漁業者へ放流種苗を安価で提供し、限られた漁協等の予算において最大限の放流事業ができるよう、他県の状況も参考に、施設の使用料を100%減免としている。</p> <p>今後の取扱いについては、社会情勢や公社の経営状況等を見ながら減免継続の必要性について随時検討を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 20-6 適正な販売単価の設定について</p> <p>3年程度、不採算の種苗のあぶり出しがされていないが、適正な種苗販売単価の設定の観点からは早急に実施する必要がある。</p>	<p>ナマコ等、構造的な不採算魚種については既にあぶり出しを行い、他県からの斡旋に切り替えている。</p> <p>また、魚種の採算性の検討に当たっては、種苗生産は外的要因(その年の①確保した親魚の卵質、②海水温、③赤潮等の海洋環境、④疾病の流行)によってB/Cが大きく変動するため、「同一の工程」で5年程度のモニタリングが必要となる。</p> <p>現在、施設建替の影響で生産工程が毎年変動しているため、十分なモニタリングができていない。新施設での生産に移行し、データが揃い次第、直ちに生産原価を算出し、適正な販売単価への見直しについて検討する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 155ページ</p>
<p>公益財団法人大分県建設技術セ</p>	<p>【結果】指摘 21-1 花津留庁舎 研修室について</p>		<p>報告書 159ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
ンター 土木建築部 (建設政策課)	<p>コロナ禍の中の研修はオンラインを利用した研修も行われ、その際は、県・市町村職員のみを対象とした研修となっている。これは、各資格保持者に必要な要件であるCPD（継続教育制度）の認定講座であるため、認定講座の要件を満たすための条件を整備することが困難であったためである。</p> <p>将来的には、一般事業者にもオンライン研修ができる体制を整備していただきたい。</p>	<p>民間受講者向けのオンライン研修については、令和4年度に試行を行い、認定機関との調整や民間事業者団体との意見交換等を経て、認定講座の要件を満たす研修体制が整ったため、令和5年度から開始した。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 21-2 情報セキュリティに関する規程について</p> <p>法人はITの利用頻度が大きい事業を行っており、情報セキュリティに関しての規程等を定めるべき法人である。情報セキュリティ等の規程は令和4年8月9日から施行され、現時点においても大きな問題は生じていない状況である。</p> <p>しかし、すでに公共土木施設のデータベース化業務や大分県の共同利用型積算システムの運用が過年度から開始されており、本来は事業開始前までに業務上のリスクを洗い出し、管理規程を定めるべきであったと考える。</p>	<p>円滑な組織運営を行うにあたり、情報セキュリティ等の必要な規程を適時適切に整備することは重要であることから、引き続き、十分注意の上、組織運営を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 159 ページ
	<p>【結果】指摘 21-3 遊休財産額の上限について</p> <p>令和4年3月期において遊休財産の保有制限に抵触はしていないものの、保有上限額に近い状態となっている。</p> <p>遊休財産の保有制限額に抵触しないよう、公益的な事業費の</p>	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条（遊休財産額の保有の制限）の規定を遵守しつつ、引き続き、土木積算等技術支援事業等に加え、公益事業の積極的な計画立案・実行を通じ、良質な社</p>	報告書 160 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	拡大を図って頂きたい。	会資本の整備充実、快適で安全な県土づくりに寄与していく。 【対応済】	
大分県土地開発公社 土木建築部 (用地対策課)	<p>【結果】指摘 22-1 出納業務の効率化について</p> <p>経費の支払いは、普通預金から当座預金への小切手での資金移動を行った後、当座預金からの請求者への支払いが行われている。その際、当座預金からの支払いはインターネットバンキングが用いられている。</p> <p>インターネットバンキングの導入の目的の一つには業務の効率性が掲げられるが、小切手の振り出し、資金移動に関しては窓口業務での対応となり、ネットバンキングの導入の効果が希薄化している。出納業務の内部統制は有効に機能していることに鑑みれば、小切手の振り出しは省略することも可能と思われる。</p>	<p>令和5年8月から、小切手振り出しの省略化を進めるため、インターネットバンキングで通帳間の資金移動ができるよう機能を追加した。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 164 ページ
	<p>【結果】指摘 22-2 事業報告書について</p> <p>事業報告書の「2. 事業実績」において、計画額と実績額に大きな差額（例えば1千万円以上の差額などが考えられる。）が生じている事業については、摘要欄に差額の要因を記載した方が望ましい。</p>	<p>令和4年度決算から実績値が計画額の概ね1割を超えて減少している事業については、事業報告書の摘要欄にその要因を記載することとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 165 ページ
	<p>【結果】指摘 22-3 貸借対照表について</p> <p>貸借対照表上のソフトウェアの帳簿価額は間接控除法ではなく、直接控除法を用いるべきである。</p>	<p>令和4年度決算から貸借対照表上のソフトウェアの帳簿価額は間接控除法から直接控除法に改めた。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 165 ページ
	<p>【結果】指摘 22-4 決算書類の注記表について</p>		報告書 166 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>重要な会計方針「2 固定資産の減価償却方法」には、有形固定資産償却方法は定率法と記載されているが、建物や建物付属設備には定率法だけでなく定額法も存在していることから、記載内容を修正する必要がある。</p>	<p>令和4年度決算から財務諸表の注記事項（重要な会計方針）について、記載内容を下記のように改めた。</p> <p>記</p> <p>■ 2 固定資産の減価償却の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産 <ul style="list-style-type: none"> 主として定率法によっている。 ただし、平成19年3月31日以前に取得した建物（建物付属設備は除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっている。 ・無形固定資産（自社利用のソフトウェア） <ul style="list-style-type: none"> 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。 <p>【対応済】</p>	
<p>株式会社大分国際貿易センター 土木建築部 (港湾課)</p>	<p>【結果】指摘 23-1 一般社団法人との取引について</p> <p>当法人は（一社）大分県貿易協会と出向契約書を交わし、貿易協会に従業員を派遣しているところであるが、出向先から支払われる費用について、覚書で定められている契約金額と異なる金額が支払われている。</p> <p>また、貿易協会の所在地は当法人の事務所とされているが、賃貸借契約などは締結されておらず、貿易協会は当法人に家賃を支払っていない。</p> <p>当法人は貿易協会との取引を整理、改善する必要がある。</p>	<p>大分県貿易協会と締結している従業員の出向に関する覚書に基づき、令和4年度から適切な人件費等を徴収している。また、家賃の支払いについては、令和5年度から同協会と賃貸借契約を締結し、賃借料を徴収するよう改めた。</p> <p>今後とも適切な負担がなされるよう引き続き同協会と協議していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 170 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 23-2 取引業者の選定について</p> <p>固定資産や経費取引について見積合わせが行われていない取</p>	<p>令和5年4月から経理規程に基づき、10万円以上の金額の取引は見積</p>	<p>報告書 170 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>引が複数見られるなど、当法人の規程に沿った業務が行われていない。内規に従い、一定以上の金額の取引は見積合わせを行い、また、随意契約の場合にはその理由を明らかにした上で、内部決裁を経て取引を行うといった対応が必要である。</p>	<p>合わせを行い、随意契約の場合には、理由を明らかにした上で、内部決裁を経て取引を行うといった事務処理を徹底した。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 23-3 貸借対照表の表示区分について 令和4年3月末の貸借対照表において、固定資産の投資有価証券250百万円のうち50百万円は、償還日が1年以内に到来する債券であることから、固定資産ではなく流動資産に計上すべきである。</p>	<p>令和4年度決算から、売買目的有価証券及び1年以内に満期の到来する有価証券については、流動資産に計上するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 171 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 23-4 規程の改廃について 規程の内容が取引実態と明らかに異なっている点が見受けられることから、規程の見直しを行う必要がある。</p>	<p>令和5年4月に経理規程を改正し、指摘を受けた支払い方法については「原則として小切手」としていたものを「原則として銀行振込又は現金」に、金銭の残高については残高証明書を「毎月末に徴する」としていたものを「決算期末に徴する」とした。また、経理規程改正後は規定に基づき適切に運用している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 171 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 23-5 県有地に外郭団体の施設が建設されていることについて 県が所有する大分港大在コンテナターミナルの敷地内において、使用許可の上、センターが自己施設を設け外部業者等に賃貸し収入を得ている。 センターは平成18年から継続してターミナルの指定管理者にもなっている。ターミナル内に</p>	<p>平成18年度から公募を行っているターミナルの指定管理者については、ターミナルの敷地内に同社の建物があるとしても、他者が指定管理者となりターミナルの敷地内に建物を建設すること、あるいは近隣に管理事務所を借りて業務を行うことは可能であることから、令和5年度に</p>	<p>報告書 171 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>センター所有の施設が置かれ、外部業者との賃貸契約が継続している点などを勘案すると、5年ごとの指定管理者の公募において、センター以外の者が参入することは容易ではなく公平な競争が行われているとは判断できず、公募が形式的であるようにも見て取れる。</p> <p>公平性の観点からセンターの建物がターミナル内に恒常的に置かれている状況について、建物を県が取得するよう働きかけるか、使用期間を終了させて他の営利企業も参入できる機会を確保するなどの見直しを検討するべきである。</p>	<p>実施した、6年度から10年度までを管理期間とする指定管理者の公募において、公募要領にターミナル内に拠点がなくてもよいことを明記し、他の営利企業の参入を促した。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 23-6 配当金について</p> <p>業績が安定しており配当金を恒常的に出してよいのではないかと考えられる。</p>	<p>これまでは業績が安定していたが、今後は、老朽化している施設の更新やインフレによるコストの増大等を踏まえつつ、業績の見通しが不透明な点も勘案しながら、安定した利益の確保と配当に努めていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 172 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 23-7 監査役監査の内容の証跡について</p> <p>監査役の監査報告書は入手しているが、当該監査報告書は定型様式となっているため、監査内容や意見、講評メモなどが当法人において十分に記録されていなかった。</p> <p>監査役がどのような監査を実施したのか、センターの経営等に資する情報について集約整理する必要がある。</p>	<p>令和4年8月以降の監査においては、内容等を詳細に記録し、整理・保存している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 173 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 23-8</p>		<p>報告書</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>役員への餞別について</p> <p>「役員への辞任に基づく餞別贈呈規程」に基づき監査役に餞別が支払われ、雑費として処理されている。規程どおりの支払いではあるものの、退職金勘定ではなく雑費勘定の処理であると、その事実を外部から把握することが困難になる恐れがある。より透明性を確保するために外郭団体として改善できる事項がないか検討されたい。</p>	<p>令和5年6月に支給した餞別に関する会計処理から、従来の雑費勘定の計上について、より透明性を高めるために福利厚生勘定へ勘定科目を改めた。</p> <p>【対応済】</p>	173 ページ
	<p>【結果】指摘 23-9</p> <p>固定資産の実査について</p> <p>決算に関する資料として固定資産台帳は出力されているものの、チェックマークなどが付されておらず、現物調査が行われているのか判別がつかなかった。今後は、いつ誰がどのように調査したのかが明らかになるように記録を残しておくことが望ましい。</p>	<p>経理規程に基づくとともに今回の指摘の趣旨等を踏まえ、令和5年度分から総務部長（固定資産管理責任者）が有形固定資産の現状を確認のうえ、稟議書にて報告し、決裁を受けることとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 173 ページ
<p>大分県住宅供給公社</p> <p>土木建築部 (建築住宅課)</p>	<p>【結果】指摘 24-1</p> <p>出納業務の効率化について</p> <p>経費の支払いは、普通預金から当座預金への小切手での資金移動を行った後、当座預金からの請求者への支払いが行われている。その際、当座預金からの支払いはインターネットバンキングが用いられている。</p> <p>インターネットバンキングの導入の目的の一つには業務の効率性が掲げられるが、小切手の振り出し、資金移動に関しては窓口業務での対応となり、ネットバンキングの導入の効果が希薄化している。出納業務の内部統制は有効に機能していること</p>	<p>令和5年8月から、小切手振り出しの省略化を進めるため、インターネットバンキングで通帳間の資金移動ができるよう機能を追加した。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 176 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	に鑑みれば、小切手の振り出しは省略することも可能と思われる。		
	<p>【結果】指摘 24-2 目標入居率の設定について</p> <p>県営住宅に関しては令和4年度からの基本協定書に、設備が充実している一定の居住水準を満たす住宅の入居率 95.5%の目標指標が設定された。一方、市営住宅で設定されているところは現時点では無いため、今後、県営住宅同様に一定の水準を満たす市営住宅に関しては目標水準を定めることが望まれる。</p>	<p>今後、各市との基本協定の更新時に、適宜、協議することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 177 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 24-3 財産目録の作成方法について</p> <p>財産目録上に記載されている預金は総額のみ記載となっており、内訳が記載されていない。財産の内容が明瞭となるように預金種別毎に、主な金融機関名を付して、金額を記載することが望ましい。</p>	<p>令和4年度決算から財産目録の預金の欄に、預金の種別、預金先金融機関名、預金額を記載することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 177 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 24-4 決裁システムの導入、拡大について</p> <p>令和4年度から、ワークフローシステムを導入し、発注伺いや支出負担行為の郵送等の手間を省き、電子決裁とすることで業務フローの改善が行われている。業務が大分県全域で行われていることに鑑みれば適切な対応であると思われる。しかしながら、一般企業と比較すると導入までの意思決定に時間を要していると言わざるを得ない。業務改善に関しては迅速に意思決定ができる体制が望まれる。</p>	<p>令和4年度から修繕業務の決裁については、ワークフローシステムを導入することで業務改善を図ったところであり、今後は勤怠管理等のシステム化を進め、引き続き業務の効率化に取り組むこととしている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 178 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>また、導入されたワークフローシステムは現状すべての経費に対応できていないため、これに関しても順次対応し、業務の効率化を推進して頂きたい。</p> <p>【結果】指摘 24-5 大分県住宅供給公社の今後の展望について</p> <p>大分県住宅供給公社は大分県下で公営住宅の管理業務を行っており、その実績は全体の約75%の公営住宅の業務に携わっているところである。公営住宅は築年数が長いものが多く、今後は老朽化による改修工事、建替工事さらには閉鎖等が生じてくるであろう。公営住宅の所有者である県や各市町村において改修、建替等の意思決定が行われているが、行政側も建築の専門職員が減少してきている。</p> <p>そのため、将来的には現場の状況を最も理解している公社が公営住宅のマネジメントにも参画するような体制づくりを検討していく必要があると考える。</p>	<p>県では、全市町村及び住宅供給公社が参画する大分県地域住宅協議会を設立し、県及び市町村間において課題を共有し、それぞれがこれまで培ってきたノウハウや知見を結集することで、公営住宅の建設や維持修繕・管理などについて、共同でマネジメントすることとしている。</p> <p>今後とも、社会の変化等を踏まえ公社のあり方や体制等についても、県・公社連携のうえ、検討していきたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 178 ページ</p>
<p>公益財団法人大分県奨学会</p> <p>教育庁 (教育財務課)</p>	<p>【結果】指摘 25-1 高校奨学金等返還率の向上施策について</p> <p>令和3年度の高校奨学金等返還率は71.9%と低調であるため、返還率の向上に向けた実効性のある対策が望まれる。</p> <p>【結果】指摘 25-2 有価証券の保有目的について</p> <p>満期まで所有する意図をもって保有する有価証券について</p>	<p>債権管理業務の強化に向けて、令和5年9月から未収金の一部についての回収業務を弁護士法人へ外部委託を行った。職員の十分性については今後、外部委託の効果等も検証し継続的に検討を行っていく。</p> <p>【対応済】</p> <p>今後、満期まで所有する意図をもって取得する有価証券については</p>	<p>報告書 182 ページ</p> <p>報告書 183 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	は、満期保有目的の債券に区分すべきである。	「満期保有目的の債券」として区分し、管理していくこととする。 【対応済】	
	<p>【結果】指摘 25-3 備品の管理（備忘価額）について</p> <p>当財団法人は、現在使用中の固定資産（備品）についても、0円まで減価償却を行っている。台帳上、存在しているものと処分済みのものが明確でないため、今後は存在しているものについては帳簿上備忘価額1円とすることが望ましい。</p>	<p>今後、未処分と処分済みの固定資産を区分して管理するため、現在償却中の資産及び今後取得する資産については、備忘価額として1円を帳簿上残すこととする。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 183 ページ
公益財団法人大分県スポーツ協会 教育庁 (体育保健課)	<p>【結果】指摘 26-1 事業費負担金変更承認申請の意義について</p> <p>令和4年3月15日付の当該事業費負担金変更承認申請書で申請した金額が4月20日付の事業実績報告書では、提示金額の半分以下となっていた。変更申請を必要とする意義について、県の所管課と当協会は理解を共有することが望まれる。</p>	<p>今後、スポーツ協会では、変更承認申請の意義を踏まえ、実績報告時に大きな差異が出ないように、十分に精査した上での変更承認申請の提出を徹底するとともに、県では、同協会と十分な意思疎通、情報共有を図り、円滑な事務処理を行うよう指導を継続することとする。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 189 ページ
	<p>【結果】指摘 26-2 自主財源確保の取り組みについて</p> <p>県からの負担金が経常収益の7割を超えており、負担金割合の低減が望まれる。自主財源確保に向けたこれまでの取組の成果がある程度出ていると考えられるものの、より一層の成果を得るために今後も継続的な取組が望まれる。</p>	<p>国民体育大会の開催地に応じて県からの負担金の額が変動するため、負担金割合を意図的に低減させることは困難であるが、今後、新たにパートナー企業制度を導入する等、自主財源の確保に向けた取組を継続していく。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 189 ページ
	<p>【結果】指摘 26-3 効率的な業務実施について</p> <p>県は、超過勤務状況について</p>	<p>県として、スポーツ団体ガバナン</p>	報告書 190 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>実態を把握し、法人と協働して必要な改善策等を検討、実施することが望まれる。</p> <p>また、実施している業務について、今一度振り返り、業務の廃止、統合等による効率的な業務の実施が望まれる。</p>	<p>スコードや上部団体である日本スポーツ協会での総合型クラブの登録認証制度の運用開始、スポーツ少年団改革等に伴い、超過勤務が恒常的に発生していることは把握している。</p> <p>そのため、効率的な業務実施に向けて、WEB会議への移行、公印省略した文書のメール発送、オフィス環境の整備（複合機の導入、リモートワーク対応のノートパソコン導入、データサーバーの導入）等に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、業務量の減少を図らなければ、抜本的な改善には繋がらないため、業務の廃止・統合等について、今後検討していきたい。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 26-4 経費削減の目標指標について</p> <p>経費削減の努力の成果が数字として表れるよう、適切な目標指標を事前に策定することが望まれる。</p>	<p>現在、日本スポーツ界の変革の時期であり、新たな事業（部活動地域移行をはじめとする総合型クラブ、スポーツ少年団改革等）にも取り組んでいるため、経費の増加が想定されている。業務の効率化等による光熱水料費や印刷消耗品費の削減などの取組は継続しつつ、中期経営計画2022-2027では、新たな自主財源の確保の目標指標を策定し、今後の予算確保に取り組んで行くこととする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 191ページ</p>
	<p>【結果】指摘 26-5 クラブアドバイザー活動報告書の確認方法等について</p> <p>テレワーク勤務を認める場合は、テレワーク勤務の事前承認を得た証跡を残し、次回、執務室で勤務する際にテレワーク勤務で実施した活動内容について、上長との対話による確認を行う</p>	<p>令和5年度から、クラブアドバイザーがテレワーク勤務を行う際は、事前に勤務計画について上長の承認をとり、その証跡について残すよう改めた。</p> <p>また、事後確認については、テレワ</p>	<p>報告書 191ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	ことが望まれる。	<p>一ク勤務の翌日までに上長が本人に口頭で確認するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 26-6</p> <p>未使用の領収書の管理について</p> <p>未使用の領収書については、金庫等に保管するなど適切な管理が望まれる。</p>	<p>令和4年12月から、未使用の領収書については、法人の金庫で保管するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 192 ページ</p>
<p>公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター</p> <p>警察本部 (組織犯罪対策課)</p>	<p>【結果】指摘 27-1</p> <p>差止請求費用準備資産、訴訟費用積立資産について</p> <p>差止請求費用準備資産、訴訟費用積立資産については、予定される使途は明確になっている一方、使用される可能性が高い状況にはなく、公金が効率的に活用されているとは判断できない状況にある。今後も発生の可能性が低いのであれば、特定資産からの取崩しを検討することが望ましいと考える。</p>	<p>特定資産の必要性について適宜検証し、使用の可能性が低いと判断されれば、取り崩しも含めて検討することとしたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 196 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 27-2</p> <p>給与の支払方法について</p> <p>当法人は給与規程に基づき、給与を現金で支払っているが、現金の紛失や受渡トラブルなどのリスクを考えると、支給対象者に確認の上、銀行振込に移行することが望まれる。</p>	<p>令和6年度から、給与の支払い方法を口座振込に変更することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 197 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 27-3</p> <p>法人の指標について</p> <p>当法人は活動指標に責任者講習受講率や企業訪問数を、財務指標に公益目的事業比率や賛助会費を設定している。当該指標は法人が活動したことを示すものにはなるが、暴力根絶に繋がったかどうかの情報は提供されない。</p>	<p>暴力団事件の特殊性から暴力絶滅につながった件数等を指標とするのは、困難である。</p> <p>【対応困難】</p>	<p>報告書 197 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>暴力団に係る組織や問題事案の件数等の成果について、指標にすることができないか検討する必要がある。</p>		
	<p>【結果】指摘 27-4 管理者の書類等に対するチェックについて</p> <p>備品台帳の廃棄について事務局長の検印が漏れていた。廃棄者以外の者がチェックすることにより、不適切な利用や処分を防止・発見するといったことが期待される。会計規程には備品台帳の詳細な取扱いが定められていないことから、備品の金額基準やチェック方法を明確にしておくことが肝要である。</p> <p>また、前年度分（令和3年度）のはがきの受払簿に、責任者の検印がないものが見られた。受払簿に対する記載を完備するよう改善されたい。</p>	<p>令和5年3月に会計処理規程を改正し、5万円以上の物品を備品と定め、備品の点検についても、備品台帳を備え、物品管理補助者が備品の保全状況及び変動について記録を行い、年1回点検を実施して、備品点検簿に記入の上、事務局長に報告することとした。</p> <p>また、葉書の受払簿については、発出時に簿冊と葉書の数を確認した上で、検印するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 197 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 27-5 債券の満期到来後の対応について</p> <p>近年の経済市場においては、満期保有債券の償還期限が到来した場合、再投資の際に期待される利回りが減少する可能性が高いと思われる。今後満期を迎える際の財政上の措置や対応の有無について、ある程度具体的な検討を行っていくことが望ましい。</p> <p>例えば、運用基準の見直し要否、元本取崩しの可否、運用益で充当されている職員給与をはじめとするコストの見直しといった項目が考えられる。</p>	<p>当法人の監事、証券会社などの意見を参考に、リスクを極力軽減し、安定的な運用ができる債券の購入を検討する。</p> <p>また、暴力追放県民大会等の経費削減により、収入に見合った事業を実施するよう努めることとする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 198 ページ</p>
<p>公益財団法人大</p>	<p>【結果】指摘 28-1</p>		<p>報告書</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
分県交通安全協会 警察本部 (交通企画課)	<p>自立性のある収益獲得が見込める新たな事業の立案・検討について</p> <p>今後の一層の電子化の進展により、従来型の受託事業に係る収入の減少が予見されることから、自立性のある収益獲得が見込める新たな事業の検討・実施が望まれる。</p>	<p>収益事業である自動車学校事業について、教習指導員による送迎バスの運用を見直し、技能教習時間を確保することで、繁忙期（2月～3月）に要望の多い早期卒業に応えるなど入校生の獲得に繋げる。</p> <p>また、利益率向上に効果のない既存の割引制度（教科書代の割引や紹介者への謝礼）を廃止し、これまで据え置いていた入学金や教習料金を他校の状況を踏まえ見直しを行うなど収入の増加に努める。</p> <p>なお、今後も環境の変化等に応じて、既存事業の見直しや新規事業の検討を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	202 ページ
	<p>【結果】指摘 28-2 理事会における監事の出席について</p> <p>令和2年度と令和3年度は、対面での理事会の開催は、コロナ禍の影響によりそれぞれの年度で1回のみであったが、監事の一人はそのいずれの理事会にも出席していなかった。監事は、重責な役割を担っていることから、理事会への出席が望まれる。</p>	<p>監査以降開催された理事会では、監事全員が出席できるよう、事前に十分な日程調整を行い、令和5年6月及び12月に開催された理事会には監事全員が出席した。</p> <p>今後も、事前の日程調整を行い、監事全員が出席できるよう取り組む。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 203 ページ
	<p>【結果】指摘 28-3 決議省略時における議案提案書の発出日と意思表示日が同一であったことについて</p> <p>議案に対する意思表示は、議案の提案から一定の期間が必要であるのが通常であり、全員の意思表示を必要とする日の数日前を議案提案書の発出日とすることが望まれる。</p>	<p>監査以降、提案から決議まで適切な期間を設け、議案提案書の発出日と意思表示日が同一にならないよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 203 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>【結果】指摘 28-4 委託料の支払について</p> <p>体験型交通安全教育業務委託契約において、県は委託料の支払に際し、契約書に記載のある「未達となった理由が特別の事情」に該当するか否かを検討すべきであった。</p>	<p>体験型交通安全教育業務委託のうち、ドライビングシミュレータと自転車シミュレータについては、受講を希望する団体やグループ（以下「団体等」という。）からの申込みに基づき、当団体等指定の場所に赴いて安全教育を行うものであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により団体等からの申込みが低調となり、自転車シミュレータの実施時間が未達となったものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大時は、政府や大分県から3密の回避、外出自粛要請、集客イベントの自粛要請等がなされるなど、想定範囲を超える状況が続き団体等を対象とした本安全教育の実施時間が低調とならざるを得なかった状況は、契約書に定める「特別の事情」に該当すると判断したものである。</p> <p>このような状況下において、受託業者では運転免許センター（以下「センター」という。）常設の歩行シミュレータについて、3密とならないよう感染対策を執った上で、未達成となったシミュレータの代替として、運転免許更新等のためセンターに会場した高齢者等へ積極的に声かけを行い、全体として安全教育の業務量を達成したことから委託料の全額を支払ったものである。</p> <p>なお、今後、同様の事例があれば未達理由等を慎重に判断するとともに、その結果は確実に書面化して残すこととしたほか、令和5年度の業務委託においては毎月の実績時間の検証と受託業者との協議を徹底し、各シミュレータの目標時間と実績時</p>	<p>報告書 204ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		間に大きな乖離が生じないように取り組んでいる。 【対応済】	
	<p>【結果】指摘 28-5 個人情報の取扱いをする者についての県への届出について</p> <p>対象となる一人の者に対する届出が確認できず、再発防止策が望まれる。</p>	<p>監査以降、各契約担当課において、契約に伴う届出書類の提出に漏れがないか確認し、漏れがあれば法人に対して申請書の提出を促す等、緊密に連携して再発防止に努めている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 204 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 28-6 公益事業積立預金及び収入激減対策積立預金の表示科目について</p> <p>上記の積立預金は、具体的な積算根拠や計画がないため、現金預金及び長期性預金として表示することが望ましい。</p>	<p>令和4年度決算から、勘定科目を「公益事業積立預金」及び「収入激減対策積立預金」から「長期性預金」に変更した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 205 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 28-7 小口現金及び預金管理について</p> <p>小口現金については、当該帳簿残高と現物が一致していることの照合証跡を残すこと、また、預金については、全ての口座を対象として照合することが望ましい。</p>	<p>小口現金については、令和4年10月分から月締金種表を作成し、現金と照合の上、結果を保管している。</p> <p>また、預金についても、令和4年10月分から郵便局口座の入出金明細照会結果を出力して証跡を残すこととしており、現在は全口座の帳簿残高との照合結果を保管している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 205 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 28-8 固定資産台帳における備品の管理について</p> <p>固定資産台帳における備品の管理について、以下のとおりとすることが望ましい。</p> <p>[1] 同一目的かつ同種備品の複数単位取得において、備品毎に</p>	<p>今後、メーカーや購入価格が異なる場合は、異なる管理単位にて固定資産台帳に記載することとした。</p> <p>また、現物確認が終わった備品については、台帳情報を記載したシー</p>	<p>報告書 206 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>メーカーや購入価額が異なる場合には、それぞれ異なる管理単位にて固定資産台帳に記載する。</p> <p>[2] 固定資産台帳に登録した備品の現物確認が適切に行われるよう、現物には固定資産台帳に記載のある情報を記したシールの貼付を徹底する。</p>	<p>ルの貼付を徹底することとした。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 28-9 領収書の書損処理の徹底について</p> <p>領収書発行時に書損が発生した場合には、当該書損領収書を使用した不正ができないよう、書き損じた領収書一式について、大きく斜線を引くなどの「書損処理」の徹底が望まれる。</p>	<p>大きく斜線を引いたり、書損印を押す等の書損処理について、令和5年2月に職員に周知し、徹底を図っている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 206 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 28-10 収入証紙、釣銭用現金の保管について</p> <p>当法人では、各現場にて、それぞれ収入証紙及び釣銭用現金を保有しているが、盗難や紛失等のリスクを回避するため、適切な金庫にて保管することが望まれる。</p>	<p>収入印紙や現金を取り扱う全ての職員に対し、書棚ロッカー等ではなく、適切な金庫で保管するよう、令和5年2月に周知し、徹底を図っている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 206 ページ</p>
<p>株式会社大分フットボールクラブ 企画振興部 (芸術文化スポーツ振興課)</p>	<p>【結果】指摘 29-1 経営計画における収益目標について</p> <p>2030年の収益目標の達成に向けたロードマップや具体策が不足している。収益目標をブレークダウンした年度別目標を定めて、その具体的な施策を検討、実施することが望まれる。</p>	<p>2030年の収益目標をブレークダウンした年度別目標を令和5年12月に策定した。これに基づき事業展開を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 210 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 29-2 経理規程や物品調達規程等の整備について</p> <p>規程類は、属人的判断の排除</p>	<p>これまで未整備であった経理規程</p>	<p>報告書 211 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	を通じて業務が標準化されるなどの一定の効果があることから、必要な規程類は整備すべきである。	や決裁・稟議規程を令和5年12月に整備した。 【対応済】	
株式会社別府交通センター 企画振興部 (交通政策課)	【結果】指摘 30-1 法人の経営状況について 新型コロナウイルス感染症の影響等による利益のマイナスにより、累積赤字が膨らんでいることから、アフターコロナを見据えた法人の展望について出資者の立場から継続的なモニタリングを実施していく必要がある。	法人の経営状況について、継続的にモニタリングを実施する。令和4年度以後は、決算が確定した段階で実績との乖離について検証を行い、今後、累積欠損解消に向けた中長期的な取組の計画策定を検討する。 【検討中（検討）】	報告書 213 ページ
	【結果】指摘 30-2 決算書上の仮払金について 決算書上、適切な科目に振り替えることができる仮払金が計上されたままとなっているため、決算では適切な科目に振り替えて精算すべきである。	令和4年度以降の決算においては、仮払金が残らないよう適切に精算した。 【対応済】	報告書 214 ページ
	【結果】指摘 30-3 会議室の有効活用について 令和3年度の会議室の使用率は6.44%と低調であり、有効活用に向けた取組が求められる。	令和5年12月から顧客誘致のための他県旅行会社への訪問の際に、食事と会議室利用を合わせた旅行プランの提案書を配布する。利用可能な会議室の料金や時間帯などをHPに掲載し、利用促進を図っていく。 【対応済】	報告書 214 ページ
	【結果】指摘 30-4 規程の整備状況について 給与等に関する規程類は作成されているものの、財務会計に関する規程等が作成されていないため、整備することが望ましい。	大分県公社等外郭団体に関する指導指針に沿うよう、令和6年1月に財務会計及び人事に関する規程を整備した。 【対応済】	報告書 215 ページ
一般財団法人大分県自動車会議所	【結果】指摘 31-1 当法人の今日的役割について 当法人への出資の必要性につ	自動車関係諸税の簡素化・軽減に	報告書 217 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
企画振興部 (交通政策課)	いて、日常的なモニタリングを通して、期待する役割が何であるかの視点に立った議論が望まれる。	向けた活動、会議所会員や関係団体等と連携しながら交通安全や環境改善への諸対策を実施していること、自動車産業の発展について意見交換を行っていること等から大分県として政策的な観点に基づき出資を継続する必要があると考えるが、引き続き出資の必要性についての議論は継続する。 【対応済】	
	【結果】指摘 31-2 令和2年度および令和3年度の減価償却費の未計上について 減価償却費の未計上は、会計上では一般に公正妥当と認められた会計処理ではなく、利害関係者に対する適切なディスクロージャーとは言えず、適切に計上するよう改めるべきである。	令和4年度決算から減価償却費を確実に計上するよう改め、正当性・妥当性を確保した適切な会計処理の執行に努めることとした。 【対応済】	報告書 218 ページ
	【結果】指摘 31-3 理事会への理事の出席状況について 令和2年度および3年度における理事会への理事の出席率が低い。また、ある理事は、当該期間に開催された理事会に一度も出席していない。理事の出席率の改善に改めるべきである。	令和5年度から、事前の日程調整を丁寧に実施することで、出席率が改善されるよう対応した。 【対応済】	報告書 219 ページ
公益財団法人大分県アイバンク協会 福祉保健部 (健康づくり支援課)	【結果】指摘 32-1 自主財源の拡大について 自主財源の拡大に向け、今日のデジタル化の進展に合致した新たな方策の検討、実施が望まれる。	既存のクラウドファンディングやオンライン寄附サービスが活用できないか検討している。 【検討中(検討)】	報告書 222 ページ
	【結果】指摘 32-2 経理規程等の整備について 法人の規程類の存在は、属人的判断の排除を通じて業務が標準化されるなどの一定の効果があることから、必要な規程類は	未整備であった会計処理規程を令和5年3月に策定した。 【対応済】	報告書 222 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	整備すべきである。		
	<p>【結果】指摘 32-3 一般正味財産の過大な保有について</p> <p>一般正味財産が事業規模に比べて、過大な規模となっている。県は、この過大な規模の財産を保有することの是非について議論すべきである。</p>	<p>当協会は、基本金の運用により運営しているという実態があるが、基本金の規模が適正かどうかの検討は常時行っていきたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 223 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 32-4 内部統制が機能する組織の構築について</p> <p>組織としての牽制が効く内部統制の構築が望まれる。</p>	<p>相互チェック体制を構築するための事務員増員や他団体との経理業務の混同を防ぐための複数金庫の導入は、金銭面等の課題があるため、他団体を参考にしながら解消策を検討している。</p> <p>【検討中（検討）】</p>	<p>報告書 223 ページ</p>
<p>公益財団法人大分県環境管理協会 生活環境部 (循環社会推進課)</p>	<p>【結果】指摘 33-1 11条検査の受検率向上について</p> <p>浄化槽法第11条に定められる法定検査の受検率が令和3年度は45.5%と低水準にある。浄化槽法第12条の2において、県知事は浄化槽管理者に対し、11条検査を受けることを担保するために必要な指導及び助言等を行うことができることされており、当団体が県と連携し、受検率の向上に向けて取り組むことが求められる。</p>	<p>県所有の浄化槽台帳上に一定数存在すると想定される浄化槽管理者の変更や使用の休止・廃止等により情報更新がされていない浄化槽について、協会、市町村、事業者との連携により、検査台帳、下水道台帳や点検・清掃情報と浄化槽台帳との突合や現地調査などを実施することで、浄化槽台帳情報の精査・乖離解消等を行い、未受検者への受検指導を行っていく。</p> <p>なお、令和5年度には協会の検査台帳との突合作業を実施しており、令和6年度には市町村の下水道台帳や事業者の点検・清掃情報との突合を行い、令和7年度以降は現地調査等を実施し、台帳情報の精査を図る。</p> <p>併せて、法定協議会の場を活用して、関係機関で連携した効果的な受</p>	<p>報告書 226 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		<p>検率向上への取組についても議論していく。</p> <p>また、令和6年4月からは協会においても東部支所を開設し、検査体制の強化を図ることとしている。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 33-2 決算書上の仮受金について</p> <p>決算書上、仮受金が計上されているため、決算時には可能な限り精算すべきである。</p>	<p>検査手数料の重複納入分などにより計上されていた仮受金については、令和4年度決算から、年度内に次回検査手数料への充当に関する意思確認ができなかった等、他科目への振替が困難であるものを除き、前受金等に振替を行っている。</p> <p>なお、令和4年度決算時に計上した仮受金については、令和5年度中に全額解消している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 227 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 33-3 役員のガバナンス体制について</p> <p>現状、役員数16名は全員非常勤となっており、常勤の役員が不在である。役員による十分なガバナンス体制が構築されているか検討する必要がある。</p>	<p>令和5年6月から、事務局長を新たに常務理事として選任した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 227 ページ</p>
<p>大分県信用保証協会</p> <p>商工観光労働部 (経営創造・金融課)</p>	<p>【結果】指摘 34-1 当法人の業務の履行について</p> <p>県の所管課は、当法人の審査や代位弁済、求償権の回収、求償権償却の処理が、タイムリーかつ適切に行われているかどうかといった点について、具体的に評価検討した証跡を残しておくことが望ましい。</p>	<p>協会の業務履行については、県に提出された各種申請書や報告書等から、業務内容について確認を行っている。</p> <p>また、数年に一度、国と共同で立入検査を実施し、協会の保管資料の調査やヒアリング等を行い、業務履行の手順や適切性を確認している。</p> <p>これまで、検査内容がわかる資料は残していたが、指導過程がわかる資料は残していなかったため、ご指摘いただいた意見を参考にしなが</p>	<p>報告書 229 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		ら、文書の整理、保管を行う。 【対応済】	
株式会社大分放送 商工観光労働部 (DX推進課)	<p>【結果】指摘 35-1 外郭団体へのモニタリングのあり方について</p> <p>当法人の決算書類のみでは財政状態や経営状況が明らかでない点が見られるが、その内容を具体的に聞き取りした形跡が関係簿冊の中では確認できず、外郭団体の状況を的確に把握しようとしていない。</p> <p>出資を継続するのであれば、外郭団体へのモニタリング方法を改める必要がある。</p>	<p>令和4年度決算から、決算書のみでは勘定科目の内訳の把握等が困難であるため、各勘定科目内訳明細書を取り寄せ、必要に応じて団体から直接聞き取りを行う等、経営状況の把握・分析に必要な情報を適切に記録・保存するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 233 ページ
	<p>【結果】指摘 35-2 出資の意義について</p> <p>県内の情報格差の是正、ラジオ・テレビ放送の普及を促進する観点から県が出資した経緯があるが、今日、県が求められた役割は終えたものと考えられる。特定の営利企業との結びつきを継続するよりは、株式譲渡や出資の払戻し(買取請求)を図ることが望ましい。</p>	<p>ラジオ・テレビの役割も日々変化しているが、現時点では、放送の公共性や災害時の情報インフラの確保等の観点から、引き続き、県の関与が求められていると理解しており、出資の意義はあると捉えている。</p> <p>今後、外部環境の変化等を見ながら、出資の必要性について絶えず検証を行っていきたい。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 234 ページ
大分朝日放送株式会社 商工観光労働部 (DX推進課)	<p>【結果】指摘 36-1 外郭団体へのモニタリングのあり方について</p> <p>決算書類の内容についての聞き取りや内容を検討した形跡が関係簿冊の中では確認できなかった。</p> <p>出資を継続するのであれば、外郭団体の状況を可能な限りの確に把握し、その内容を記録、保管するなど、外郭団体へのモニタリングを改める必要がある。</p>	<p>令和4年度決算から、決算書のみでは勘定科目の内訳の把握等が困難であるため、各勘定科目内訳明細書を取り寄せ、必要に応じて団体から直接聞き取りを行う等、経営状況の把握・分析に必要な情報を適切に記録・保存するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 237 ページ
	【結果】指摘 36-2		報告書

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>出資の意義について</p> <p>県内の情報格差の是正、地上波テレビ放送の普及を促進する観点から県が出資した経緯があるが、今日、県が求められた役割は終えたものと考えられる。特定の営利企業との結びつきを継続するよりは、株式譲渡や出資の払戻し（買取請求）を図ることが望ましい。</p>	<p>ラジオ・テレビの役割も日々変化しているが、現時点では、放送の公共性や災害時の情報インフラの確保等の観点から、引き続き、県の関与が求められていると理解しており、出資の意義はあると捉えている。</p> <p>今後、外部環境の変化等を見ながら、出資の必要性について絶えず検証を行っていききたい。</p> <p>【対応済】</p>	238 ページ
<p>株式会社エフエム大分</p> <p>商工観光労働部（DX推進課）</p>	<p>【結果】指摘 37-1</p> <p>委託業務の検証について</p> <p>毎年、約7百万円の委託料が「県政ラジオ番組制作放送委託等」という名目で支払われている。県の資料である外郭団体の経営状況等では、委託料について、「事務事業評価、予算編成の際に必要性、効果等を検証し、より有効な広報番組となるように取り組んだ」と記載されている。</p> <p>しかし、簿冊の中には委託内容を検証したような資料は残されていない。委託内容の検証を実施したのであれば、検証資料や結論を簿冊に残す必要がある。</p>	<p>今後、委託内容の検証の経緯や結果を記録し、資料を保存することとする。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 241 ページ
	<p>【結果】指摘 37-2</p> <p>FMラジオを利用した情報提供の影響度について</p> <p>今日の社会を見てみると、情報入手としてのツールにFMラジオを選定する人はかなり少ないように見受けられる。</p> <p>委託料を支払ってまで、FMラジオで情報を流す必要性がどのくらいあるのか不明瞭である。委託の効果が見えるよう、何らかの数字目標を定めていただ</p>	<p>現状、委託事業の効果検証方法として、ラジオの視聴率全体を数値化したデータは存在せず、目標数値として設定することは難しい。</p> <p>そのため、県政モニターや盲人協会に視聴モニターの協力を募り、視聴者に対し役に立つ情報を発信できているか等、事業効果の検証を検討していききたい。</p>	報告書 242 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	きたい。	<p>なお、視覚障がい者にとっては、貴重な情報収集媒体としてのニーズがあると把握している。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>大分県デジタルネットワークセンター株式会社</p> <p>商工観光労働部 (DX推進課)</p>	<p>【結果】指摘 38-1</p> <p>規程の整備状況について</p> <p>定款や運用規約は作成されているものの、他の規程類が作成されていないため、整備する必要がある。もっとも、当法人は現金の取扱いもなく、職員もいないため、まずは整備が必要な規程を洗い出す必要がある。</p>	<p>整備が必要な規定の洗い出しを行い、令和5年度中に組織規程と経理規程の整備を行うこととする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書</p> <p>245 ページ</p>
<p>大分県農業信用基金協会</p> <p>農林水産部 (団体指導・金融課)</p>	<p>【結果】指摘 39-1</p> <p>計算関係書類の不整合について</p> <p>貸借対照表と、貸借対照表及び損益計算書に附属する書類との間で金額が不一致となっているものが散見された。当法人は計算関係書類のチェックを適切に行うよう改善すべきであり、所管課は当法人が適切なチェックを行うよう指導すべきである。</p>	<p>今回指摘のあった金額の不一致については、直ちに是正するよう指導を行い、団体の会計監査人と協議の上、令和5年6月30日開催の通常総会にて修正措置を行った。</p> <p>また、不一致の原因については、担当者の単純な入力誤り等によるものであったことから、ダブルチェックの強化を図る等、今後はチェック体制を強化するよう指導を行ったところである。</p> <p>県としては、外郭団体において適切なチェックが行われ、今後このような不一致等が生じないように、継続的に指導を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書</p> <p>249 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 39-2</p> <p>基金協会の業務の履行について</p> <p>県の所管課は、本法人の審査や代位弁済、求償権の回収、求償権に対する引当・償却の処理が、タイムリーかつ適切に行われているかどうかといった点について、具体的に評価・検討した上で、当該資料を保管しておくこ</p>	<p>県は、これまで団体に対し、四半期毎に債務保証及び基金状況の報告を求めるとともに、理事会及び常例検査等により適宜情報を把握し、指導・助言に努めているところである。</p> <p>個人情報等の観点から収集及び保管が困難な資料も存在するが、可能</p>	<p>報告書</p> <p>250 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>とが望ましい。</p> <p>【結果】指摘 39-3 タイムリーな情報公開について 当法人のホームページにおいて、基金等の状況（基金、保証引受・保証残高、代位弁済・求償権、要約貸借対照表、要約損益計算書）が公開されていたが、令和4年11月30日時点で令和2年度（令和3年3月31日）までのものしか掲載されていなかった。 可能な限りタイムリーな情報が提供されるよう努められたい。</p>	<p>な限り、指導過程がわかる資料の整理・保管に努めることとする。</p> <p>【対応済】</p> <p>令和3年度の基金等の状況については、令和4年12月2日にホームページに掲載されたところである。 令和4年6月30日に開催された通常総会の内容を12月に掲載する等、タイムリーな情報公開になっていないことから、その旨団体へ指導した。 今後もタイムリーな情報公開が行われるよう、団体に対して指導していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 251 ページ</p>
<p>公益社団法人大分県園芸振興基金協会 農林水産部 (園芸振興課)</p>	<p>【結果】指摘 40-1 特定資産について 特定資産に計上されている特定基金46百万円、特別積立金引当資産50百万円、特別基金引当資産100百万円は一般正味財産を財源として積み立てられている。財産目録の使用目的を見ると、「管理活動財源であり、運用益を管理費の財源としている」と記載されている。事業に使用する目的でなく、特定資産に計上する根拠としては乏しいため、特定資産から取り崩す必要があると考える。</p>	<p>特定基金と特別基金引当資産について、財産目録の使用目的の記載内容を変更し、法人の管理運営業務に充てる特定資産として保有を継続する。 一方、特別積立金引当資産については、令和5年度決算から、特定資産としてではなく、その他の固定資産（遊休資産）として計上するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 253 ページ</p>
<p>株式会社大分県畜産公社 農林水産部 (畜産振興課)</p>	<p>【結果】指摘 41-1 減損会計の適用について 町田バーネット牧場と地産ミートショップおおいたは直近の2022年3月期と2021年3月期において継続して、営業活動から生じる損益がマイナスとなっており、減損の兆候が生じている。 その際の将来キャッシュフロ</p>	<p>将来キャッシュフローの見積りは、中長期経営改善計画（令和3年2月承認）を基準に、社会情勢の変化等を踏まえて策定した令和5年3月期事業計画（令和4年6月承認）により行っており、将来キャッシュフローの算定の結果、減損損失は認識しな</p>	<p>報告書 258 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>一の見積りについて、過年度に策定した中長期経営改善計画を用いているが、その時と現在を比べると、社会環境は大きく異なったものとなっている。</p> <p>将来キャッシュフローの見積りには過去に作成した計画を用いるのではなく、決算時点における状況を加味して見積もる必要がある。</p>	<p>いと結論となった。</p> <p>現在も毎月、経営改善計画及び事業計画の遂行状況については確認しており、今後も必要に応じ公社の公認会計士等と内容について検討する。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 4 1-2 資産除去債務に関する注記について</p> <p>資産除去債務の未計上が許容されるのは、計上額に重要性が低い場合、もしくは債務を合理的に見積もることができない場合とされている。決算書上では事業の撤退が予定されていないという理由で計上していないが、これは合理的に見積もることができないという理由には該当しない。</p> <p>また、所管課から合理的に見積もることができない理由が追加的に提出されたが、そのような場合は合理的な仮定を設定して見積もることが一般的な実務では行われている。</p> <p>合理的な仮定を設けて原状回復費用の見積りを行い、資産除去債務を計上する必要がある。</p>	<p>資産除去に係る履行時期の見積りが困難であり、現時点で合理的な見積りを算定できないことから、資産除去債務に関する会計基準の適用指針設例8に基づき、これまで資産除去債務を計上していない。</p> <p>指摘を受け、退去を求められたことを前提に仮定を設けて原状回復費用の見積りを検討したが、仮定する項目が多岐にわたり、資産除去債務の見積金額が仮定条件毎で大きく変動するため、合理的に見積もることができなかった。このため、当該業務に係る資産除去債務は計上しないことと結論づけた。</p> <p>【対応不可】</p>	<p>報告書 259 ページ</p>
<p>周防灘フェリー株式会社</p> <p>農林水産部 (漁港漁村整備課)</p>	<p>【結果】指摘 4 2-1 法人の存在意義について</p> <p>当法人は、財政状態及び経営成績が芳しくない状況が続いている。高速道路等の陸上経路等が十分に整備されている状況を鑑みれば、当法人の存続意義についてより一層の議論がなされ</p>	<p>本県と中国地方を結ぶ、唯一の航路として重要な航路であるが、指摘を受けて、出資については航路の重要性と他のフェリー航路等の状況を考慮し、検討していきたい。</p> <p>委託については、令和3年度及び</p>	<p>報告書 263 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>るべきであろう。出資や委託の廃止を検討すべき段階にあると判断される。</p>	<p>令和4年度にコロナ禍で利用者が減少している交通機関の早期利用回復を図るため、本県に航路を持つ全フェリー会社に商品造成・販売委託を実施したものであり、令和5年度は実施していない。今後もフェリー航路の利用を促進するために必要な支援について検討していきたい。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	
	<p>【結果】指摘 42-2 規程類の整備状況について 規程類が就業規則しか整備されていないため、大分県公社等外郭団体に関する指導指針において定められている他の社内規程類についても、法人の状況に応じて整備することが望まれる。</p>	<p>整備が必要な規定の洗い出しを行い、令和5年8月に事務分掌規程、公印取扱規程、会計経理規程、財産物品管理規程を整備した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 264 ページ</p>
<p>公益財団法人大分県防犯協会 警察本部 (生活安全企画課)</p>	<p>【結果】指摘 43-1 内部取引の消去について 令和3年度の貸借対照表に計上されている立替金 2,970 円が内部取引として相殺消去されていない。 内部取引については年度内に相殺消去されるよう処理を改善すべきである。</p>	<p>当該立替金については、令和4年4月に使用する会場の借上費を令和3年度に支払ったため生じたもの。今後は、会議の開催時期を調整するなど、内部取引の処理が年度跨ぎとならないようにする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 268 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 43-2 県の規程の準用について 規程については、条例等県の規程を安易に準用することなく、可能な限り法人の実態に応じて設定することが望ましい。 県が防犯協会を外郭団体と位置付けるのであれば、指導指針に沿った指導監督をしていく必要がある。</p>	<p>団体の規定等を確認したところ、就業規則と給与規定が県の規定を準用する内容となっていた。令和6年度中に、団体の業績、経営状況等に応じた内容に見直し、改正する。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 268 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 43-3 補助金の見直しについて 当法人では、自転車防犯登録</p>	<p>防犯登録件数の減少に伴い、事業</p>	<p>報告書 268 ページ</p>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	<p>手数料などの事業収益や会費等の収入が一定程度見込まれることから、法人への恒常的な補助金額を削減するといった対応を検討することが望ましい。</p>	<p>収益が減少する中、犯罪防止等の目的に対して効果的な事業を行っていくために必要な経費として、令和5年度の補助金額は180万円とした。今後も法人の経営状況、事業の効果・必要性等を考慮し、適正な補助金額であるかの見極めを行う。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 43-4 見積合わせの効果について</p> <p>県内各地区への配布物購入（広報・啓発活動）に際し、2者の見積合わせが実施されている。当該見積合わせにおいては、特定の業者が参加した一定のケースでは当該特定の業者が選定される結果となっている。</p> <p>見積合わせが、競争原理を働かせ、経済性を追求する目的で実施されているのであれば、契約方法や見積提出者の選定を見直すこと等により、一層効果的に目的を実現できるよう努めることが望ましい。</p>	<p>令和5年度から、「3社による見積合わせ」「防犯グッズ専門の大手業者を参入させる」など、見積合わせがより効果的に実施されるように努めている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 269 ページ</p>

(注) 表中の「報告書」とは、令和5年3月31日付大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第704号により公表された「令和4年度包括外部監査結果報告書」である。